

会

議

午前10時0分開会

○議長（中村 敦） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（中村 敦） 日程により、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位 5 番、1、特別支援教育について。

以上 1 件について、1 番 柏谷祐也議員。

〔1 番 柏谷祐也議員登壇〕

○1 番（柏谷祐也） 1 番、民希一進、柏谷祐也でございます。議長の通告に従い、一般質問をさせていただきます。

特別支援教育についてでございます。

令和 5 年 6 月定例会にも一般質問させていただきましたが、その後の状況の変化であったり、今後の方針についてお尋ねいたします。

大きく、今回は五つに分けております。

一つ目が、発達支援を必要とする児童生徒の教育現場の認識、把握の状況についてであります。

全国的にも発達障害や検査を受けていないが、特別な支援を要するなど、障害を抱えた児童の増加傾向につきましては、以前も質問させていただきました。発達障害については、先天性によるものとされておりますが、乳幼児期から表れることもあれば、集団生活で対人関係が求められる時期や環境の変化により表れる場合もございます。そうした中、増加傾向の背景には、発達障害に対する社会の理解が進み、保護者や教育現場等において認識が高まっているのではないかと考えられます。本市においても、教職員からの保護者へ伝えるケースでありましたり、保護者や保護者間から伝わるケースなど、様々なケースがあるのではないかと考えられます。そうした認識について御質問いたしますが、診断の有無にかかわらず、発達支援を必要とする児童生徒を含めた教育現場の認識、把握の状況についてお尋ねしたいと思います。

二つ目になります。通級指導教室についてです。

障害による学習上または生活上の困難を改善し、克服することを目的とする指導として、現在、下田小学校で言語通級指導教室、稲生沢小学校、下田中学校で、発達通級指導教室が設置されています。在籍している学校により通級方法も異なり、自校通級でありましたり、他校通級等ございますが、その利用状況について教えてください。

三つ目です。個別の教育支援計画や個別の指導計画についてになります。

個別の教育支援計画は、長期的な視点で一貫した支援でつなぎ、個別の指導計画は、障害の状態等に応じたきめ細やかな指導を行うために教育課程を具現化したものであり、指導目標や指導内容、方法などを明確にした計画であります。そのため、小学校では担任を中心に作成、中学校では複数の教科担任が関わり、作成しているかと思われます。小学校では担任の負担が重くのしかかることも多々あるのではないのでしょうか。各学校に配置されている特別支援教育コーディネーター等も含め、共有して計画を作成することで、担任の負担軽減や支援の方法の共通理解が図られるのではないかと思われますが、現在の状況について教えてください。

4番、発達障害を抱える児童生徒等に対する通常学級での支援についてでございます。

通常学級で学習する際、個々の特性に応じた指導や支援が求められる中、学校により様々な支援が行われていると考えますが、学習上の配慮や指導方法がどのように行われているのかお尋ねしたいと思います。

五つ目です。就学支援委員会についてでございます。

市の就学支援委員会を年2回開催されておりますが、就学前の入園手続や支援先には期限が定められているものもあり、開催時期によっては支援先の決定が遅れるケースはありますでしょうか。また、支援の遅れを防ぐために、どのような体制や工夫を行っているのか教えてください。

以上5点、よろしくお願いいたします。これで趣旨質問を終わります。

○議長（中村 敦） 当局の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（山田貞己） 柏谷議員におかれましては、特別支援教育について関心を持っていただいて、今、教育の現場では喫緊の課題となっていることが多いのも現状です。通常学級が減っている中でも特別支援学級は増えているという状況は、前回もお話ししているかと思いますが、私からは、五つ質問がございましたけれども、一つ目、それから四つ目にお答え申

上げたいと思います。

発達支援を必要とする児童生徒を含めた教育現場の認識、把握の現状はということですが、発達支援を必要とする児童生徒を含めた小中学校の認識、現状につきましては、特別な支援を要するお子さんだけでなく、極力、子供や家庭に寄り添うことを基本に、学校現場は対応しています。教職員は日常的な情報共有、あるいは様々な視点からの会議で、子供たちの様子を共有しています。特に学校からの様子から特別な配慮が必要だと認められたり、あるいは困り感を感じられたりしている、この困り感というのは、教員側の困り感ではなくて、困っている子供さんということですよ。困り感を感じられたりしているお子さんについては、学校での様子を御家庭に伝えて、家庭や関係する機関と必要な対応を連携して取れるようにしております。

四つ目、通常学級での支援についてということで、どのような配慮、指導方法という御質問でしたけれども、学校は今、個別最適な学び、お聞きになっているかと思いますが、それを目指して、一人一人に何が必要かを考えて、計画的に教員のほうも見通しを持つ、学校のほうも見通しを持つということは非常に大事なことで、計画的に丁寧に指導しています。例えば、一個人にとって、1人のお子さんにとってどの学び方が最も適しているのか、通常の児童生徒には一律にとか、一斉授業ですとか、あるいはグループ活動ですとか、そういうことがよくあるわけですが、障害を抱えるお子さんにとりましては、得意なのは一体、書くことなんでしょうかとか、あるいは聞くことなのか、図で示すことなのか、果たして調べることなのか、紙なのか、デジタルなのかと、アプローチの仕方によってほかの子供さんとの関わり方にも配慮しなければなりません。場合によっては、支援員の対応も必要となってきます。そのためには、本人との合意や、保護者がお子さんの特別な支援に対する理解を深めることが何よりも大切となりますので、ここでもやはり御家庭に寄り添った指導を心がけているということでございます。

そのほか、数値的なこともございますので、担当課長から申し上げます。

私からは、以上です。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 私からは、特別支援教育についての二つ目、通級指導教室の利用状況、また、三つ目、個別の教育支援計画・指導計画について、五つ目に聞きました就学支援委員会のことについてお答えいたします。

通級指導教室の利用状況につきましては、稲生沢小学校においては、自校通級が5名、他

校通級が14名、下田小学校においては、自校通級が6名、他校通級が6名、下田中学校においては、自校通級の12名となります。稲生沢小学校につきましては、他校通級の児童が多く、時間割に工夫が必要な状況も発生している状況となっております。

次に、教育支援計画と個別の指導計画につきましては、下田小学校、稲生沢小学校及び下田中学校に特別支援学級と通級指導教室を設置する拠点校方式を採用しております。拠点校には特別支援教育に精通した教員を配置されているため、市内の学校に統一した計画様式を配布し、助言も行うなど、他市町に比べて共有・連携しやすい環境にあると捉えております。

議員がおっしゃるように、担任は1人で抱えるのではなく、コーディネーターをはじめ、チームとして共通理解の下に作成していくことが望ましいと考え、各校、そのように進めるよう努めているところでございます。

続きまして、就学支援委員会につきましては、静岡県就学支援委員会に合わせて市の就学支援委員会の時期を設定しており、学校側もそれに合わせて年間計画に定めています。加えて、ケース会議や生徒指導に関する会議なども常に行い、支援に遅れがないように努めているのが現状となっております。

以上です。

○議長（中村 敦） 1番 柏谷祐也議員。

○1番（柏谷祐也） 御答弁ありがとうございます。

順に、1番からお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

御答弁いただきました特別な支援を要する児童だけではなく、様々な観点から寄り添い、教職員間で共有され、さらには必要に応じて保護者への共有、関係機関へと連携されていることに感謝しております。

学校現場において児童生徒のサポートという点では、障害を抱えた児童生徒のみならず、特別な支援を要する児童生徒に対し、現在、支援員のほうを配置されていると思いますが、特別支援教育支援員が8校にて、たしか23名配置されているかとは思いますが、教員によっては足りていないという声も現状、少し聞いているところがございます。

下田市の現状と、他市町等なんですけど、そうした現状を比較しますと、支援状況も違うのではないかなとは考えられるのですが、児童生徒に対し、配置人数は学校ごとに異なると思うのですが、他市町と比較して適切な配置であるのかとか、そういった状況がお分かりであれば教えていただきたいなと思います。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） 東部地区の学校数、約270小中学校、義務教育学校とか、小中一貫校とか、トータルするとあるわけですがけれども、大体ほぼ学校を見てきた中で、総体的ですけれども、下田市の支援員は比較的十分といいますか、多く配置されているというふうに認識しています。学校によってとか、あるいは人数によって、例えば30人いても支援員がなかなかつけられないというような市町もありますし、命に関わるとか、あるいは危険であるとか、そういったけがをすとか、そういうお子さんがもしいらっしゃるとすると、支援員は、やはり担任にとっては必要かなというふうに思います。そういった様々な現状を踏まえた上で、下田市にもつけていただいております。

ただ、学校現場の視点では、支援員の勤務の時間が5時間ということもあって、下校時刻まで考慮すると、もっと多くの時間支援を必要とするというような学級も出てきています。ですので、ニーズの減少というのは、今後、状況からいって考えにくいかなというふうに思っております。

下田市の現状としては、以上でございます。

○議長（中村 敦） 1番 柏谷祐也議員。

○1番（柏谷祐也） ありがとうございます。そうしますと、学校側からの要望によって、学校教育課のほうで精査されて予算編成を行っているのかなと思われるのですが、学校側の要望人数でありましたり実際の配置人数、市のほうの配置人数の差といいますか、それがどれくらいあるかというのはお分かりでしょうか。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 少し具体的な人数のほうはちょっと手元にはないんですが、基本的には要望よりかはやはり少ない人数にはなっています。ただ、その選定に当たっては、異動だとかも含めて、指導主事のほうで丁寧に学校側と相談をしながら毎年、配置のほうをさせていただいてます。指導主事の、ちょっとこちら側でも相談はするんですが、そちらと学校とは、ちょっとやはり差はあるのは現状とはなっております。

以上です。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） 実際にあらかじめ人数を想定するというのは難しいことで、保護者の同意が必要だということと、それから、例えば支援が必要だと学校が考える子供の実態に合致しない面があるということもありますので、正確に人数をあらかじめ計上するというのはなかなか難しい中で、ニーズに応えるように努力しているところでございます。

○議長（中村 敦） 1 番 柏谷祐也議員。

○1 番（柏谷祐也） ありがとうございます。そうしますと、やはり学校側の意見といたしましては、やはり特別な支援を要する児童であったり、その他の生徒も含め、なかなか学校現場のほうも厳しいのかなというところだと思います。

一つ、見させていただいたのですが、教育委員会自己点検評価報告書になるんですけども、その中で、特別支援教育体制推進事業のほうに記載されているんですけども、合理的な配慮が必要な児童生徒への対応や学習活動の充実等、子供一人一人の思いや保護者の願いに寄り添った教育活動に現在取り組んでおられるというところで、各校が合理的配慮の必要な児童生徒が増加傾向にあり、個別最適化が叫ばれる中、学校としても、なかなか難しい現状があり、効果的な支援を進める上では、やはり特別支援教育支援員の充実が必須であると記載されていまして、今後の課題・方向性などでは、きめ細やかな支援に取り組むとともに、各校の実態を把握した中で支援員の配置を進め、特別支援教育の充実を図ると記載されております。また、評価に対するコメント等においても、今後もさらに需要が高まることが予想され、特別支援教育は支援員等の適切な配置や効果的な支援の実現及び特別支援の確立を進めたいということで、やはり学校側としても教育委員会側としても、支援員の配置の重要性というのは十分あるのかなと私は感じております。ただ、しかし、予算にもやはり限りがある中で、まず、全てにおいて支援員を配置するのは難しいと思います。またその辺も含めて、学校側と連携しながら、指導員の適切な配置であったり、そうしたことをお願いしたいと思います。

こちら、以上になります。

二つ目になります。

通告書 2 番目の通級指導教室についてなんですけども、年度ごとに利用人数も違うため、仮にですけども、1 クラスが利用児童が 20 人とした場合、若干の優遇があると思うんですが、県の加配の教員が 1 名になるおそれがあるのかなと今後、思います。その場合、1 人の教員の持ち時間を鑑みますと、児童生徒 1 人当たりの時数の制限が生じるのではないかなと考えております。

自校通級では時間の調整等ができますけども、他校通級、いわゆる大賀茂小学校から、例えばですけど、稲生沢小学校等に移動して通級を受けるとなると、遠いところでやはり 30 分から 40 分ぐらい往復がかかるのと、45 分の授業とすると、1 時間半程度、授業を抜けることになるのかなと思います。また、保護者の送迎につきましても、仕事を中抜けとなると、現実的に送迎も厳しい面があるのかなと思います。

この課題に関しましては、調べましたが、他の自治体でも同様に、他校通級の在り方ですか、そうしたところが課題として挙げられておりました。今後、他校通級の需要が拡大するとなれば、どのような支援体制を整えていくか、お考えがあったら教えていただきたいと思えます。

また、言語の通級指導教室は小学校までに支援はございますが、中学へ進学すると行き先に問題が生じるケースがございます。通級による指導として、繰り返しとなりますが、障害による学習上または生活上の困難の改善・克服を目的とした指導としているため、通常学級における学習が困難であるかないかの判断により、支援先が決まるのではないかなと思えます。

学習における判断基準は、言語障害でも様々な軽度から重度まで障害がございます。そうした度合いを鑑みますと、生徒の受入れ先は必要ではないかなと思えます。県の加配が難しいようであれば、小学校で行われている言葉の教室などで中学校の受入れ等を何かしら支援体制を増やすことは難しいかお尋ねいたします。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） まず、最初の御質問ですけれども、自校通級、それから他校通級のお話がありましたけれども、先ほど特別支援教育のことでも申し上げましたが、本人ですとか保護者の同意が必要だということと、それから、通級が必要だというふうに学校その他の機関が考えるお子さんとの考え方が、なかなか一致しないというところがあってその判断が難しい。そうすると、今度、利用者の計画も立てにくいということ、そういう現実には確かにあります。可能であれば、例えば通級担当者が学校を訪問して指導するという、昨日もちよつと話題になりましたサテライト方式っていいですよ、そういうことができるのかどうかというふうな方策を考える必要もあろうかなというふうに思えます。

ただ、先ほど柏谷委員がおっしゃいましたけれども、例えば他校に行くという、サテライト方式というのは、教員が本校から通級の必要なお子さんのいる学校に出向くということなわけですよ。そうしますと、メリットがもちろんあります。お子さんにとっては、自分の学校で、慣れた環境で教えてもらうというのがお子さんにとってはいいと思うんですよ。他校に出かけるとき、他校通級はありますが、あれは先ほど議員がおっしゃったように、デメリットもあるわけですよ、時間を要してしまう。それから、保護者の負担がある。それから、環境が変わる、そういうようなことがあります。サテライトですと、お子さんは変わらない環境で学べる。ですので、精神的にも落ち着く。ただ、通級指導用の部屋が必要にな

ってくるということがあります。ただ、空き教室があるからそこでやればよいという話ではないと思うんですね。今、稲生沢小学校に通級指導教室の部屋があるのは御承知かと思えます。鏡があつて、窓があつて、そこからちょっと様子を親御さんが観察できるというような、そういうような環境をつくる必要が出てきますので、デメリットといたしますか、いろいろ予算的なこともある。それから、例えばサテライトで教員が他の学校に行くとなると、教材も全部持ち運ばなければいけない、これは教員側の大変さなんですけれども、教材・教具を全部持って行かなきゃいけない。ほかの学校にはまた別の教材・教具を持って行かなければいけない、そういったこともあります。ただ、保護者の送迎が要らないというのはありますが、ただ、通級指導教室については、今まで保護者の送迎があつて、保護者が付添いでということでしたので、サテライト方式のときに、それに合わせて保護者が同伴して下さるかどうかという、そういった問題点も出てきようかと思えます。そういったこともメリット・デメリットありますので、そういったことを他の市町から実践をちょっと学んで、これから模索する必要があるかなというふうに思います。

それから、小学校・中学校の一体化のお話がありましたけれども、他県では中学校が小学校の言語通級に通級する事例は確かにありますが、下田市ではまだそこまで及んでおりません。例年、下田小学校の言語通級を利用している児童の進路先については、小学校から中学校というのは、子供の成育・発達に本当に著しい時期でありますので、果たしてこのまま言語ということで行っていいのかどうかという問題も生じていきます。今、医療も発達していますので、様々な見地からその子を見なければいけないということを考えますと、一番、6年生から中学校に上がるという、この時期でそのまま言語で行く、そういった問題もありますので、非常に悩ましいところではありますけれども、ニーズを把握するのと並行して、そういった対応もこれから教育委員会としては模索していく必要があるかと、そういうふうに思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 1番 柏谷祐也議員。

○1番（柏谷祐也） 教育長、ありがとうございます。

サテライト方式ということですが、なかなかメリット・デメリット、難しいのかなというところではありますけれども、静岡県ですとサテライト校という形を取ってしまっていて、今現在、稲生沢小学校で行われている通級指導教室の担当の教員が、例えばですけど、下田小学校へ行かれて、サテライト校として開設することで、週1回、その先生が行くことにより、

そこにいる下田小学校の児童の、何名いるか確認していないので分からないのですが、そこの子が受けられるというところで、やはり他校の通級の方々が、放課後、夕方程度までに何時間か空き枠の中で他校通級で通われるとなると、なかなか枠の配慮が難しいのかなというところが、下田小学校でサテライト方式を行うことにより、その生徒が通常の時間で、仮にですけど、行けるとなると、その放課後の枠が空いてくる。またその放課後の枠に大賀茂小学校から下田小学校に行く時間帯も短縮できるとか、メリットもあるのかなと思います。

ただ、拠点校方式という考え方ですと、稲生沢小学校に通級指導教室、特別支援学級等はあるかなと思うのですが、連携して物事が進められる。通級指導教室では、もう例えば、これ以上、ちょっともう支援先を転換したほうがいいんじゃないかとか、そういった保護者の意見があった場合に、お試しで通常学級の枠から特別支援学級の枠に入れるとなるとというメリットもある中で、それをサテライト方式にしてしまうことによって、そのメリットがデメリットになるという場合もあるかなと思います。その辺についても、今後も参考にさせていただいて、できればサテライト方式も取り入れていただけたらなと思います。ちょっと説明が下手で申し訳ございません。

また、言語通級指導教室についても、とてもデリケートなところで難しいところもあるかなと思いますけども、小学校卒業後の保護者の意向であったり、そういったところを酌み取りますと前向きな検討も少し必要なのかなというふうに思いますので、できれば小学校で受けるとか、そうしたことができるのであれば、お願いしたいなと思います。

少し話がずれますけども、特別支援教育体制は、本市におきましては特化しているのではないかなと思います。静岡県言語聴覚発達障害教育研究会のデータによりますと、賀茂地域1市5町では、本市のみ通級指導教室を開設していると思います。そのため、過去には他市町通級の受入れの実績もあると聞いております。他の市町がなぜないのかにつきましては、すみません、勉強不足で大変申し訳ないのですが、特別な支援を要する児童生徒もいるのではないかなと推測します。その中で、教育長にお尋ねしたいのですが、過去に4町の教育委員会と通級指導教室について何か話し合われたりとか、そういうことはありましたでしょうか。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） 今、賀茂地区の教育長会というのがございまして、教育長会の中で情報共有の中で、特別支援教育とか通級指導教室のことについては、随時話題にして、内容に

もよりますけれども、協議も行ってきてはおります。よろしいでしょうか。

教育委員会が、例えば数名ずつ1市5町に集まってという、そこまではしておりませんが、ただ、指導主事が各地区にもおりますので、賀茂教育振興センター、そこに3名の指導主事、それから、下田市に指導主事、1名おりますので、それが各市町の状況をつかんで情報共有はしております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 1番 柏谷祐也議員。

○1番（柏谷祐也） ありがとうございます。そうしますと、他市町通級の観点からしますと、なかなか通級教室ができていくと推測しますと、下田市で、例えばですけど、サテライト校とかが行われた際に、また他市町と連携して通級指導室を開設することで、スケールメリットと申しますか、そういったものもあるのかなと思います。そこでもまたデメリットのお話もちよっとさせていただきたいのですが、県の予算で教員のほうが配置されるのと、当初の年度で備品が多分、その金額が決まってくるのではないかなと思うのですが、他市町通級の場合ですと、他の市町から来るとなると、その教材費であったり何だったりというのが、他市町の負担ができるのかできないのかという、そうしたデメリットもないのかなとは思いますが、そういったところを精査して、上手にできないかなというところはいかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） 他市町でも、今の通級指導教室は数年前までは小学校が主でした。十数年前だと思いますが、そういった子供たちが増えていく状況の中で、中学校にも設置をということで、富士地区方面だったと思いますが、通級指導教室を取り入れて設置してという流れがあって、今度は、今では高等学校のほうにも多少そういった流れがあるかと思えます。割と比較的大きな町・市についてはそれがスムーズに進められてきたかと思えますけれども、賀茂地区においては下田が主になっている。当然、賀茂地区内にはそれに該当するお子さんがいらっしゃるわけですが、その辺は先ほど申し上げた教育長会ですとか指導主事協議会の中で、あるいは教育委員会同士の中で課題にはなっています。どうしたら市町を超えて通級できる、あるいは支援できるような体制が整えられるかということで、先ほどの予算の関係もありますので、その辺りは、これからニーズは、先ほど申し上げたとおり、減る可能性は少ないわけですので、考えていかなければいけないかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 1番 柏谷祐也議員。

○1番（柏谷祐也） ありがとうございます。ぜひ、そうした検討もございましたら、よろしくをお願いいたします。

次に、通告書3番目の、個別の教育支援計画や個別の指導計画についてお尋ねいたします。

個別の指導計画は、一人一人の個性を、特性を理解し、支援を効果的に行う計画書であり、その計画書の内容によって実施された支援の成果であったり課題が見えてくるかと思われま
す。連携という点でございますけども、以前一般質問でも御回答いただきましたが、在籍校
でありましたり、通級指導教室でありましたり、連絡ノートの活用等々も行われているとお
聞きしました。また、専門員による巡回相談を実施し、効果的な支援方法を探っていくとい
う回答をいただいておりますが、その後の動きについて教えていただけたらと思います。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） 学校として、あるいは教育委員会としてやることについては、ぶれて
いるものはありませんので、取組は同じです。ただ、お子さんの状況ですとか、あるいは人
数が増えてくるということに対応するためにどうしていくかと、先ほど学校教育課長のほう
からもありましたように、チーム学校ということで、多くの関係機関をどう取り込んでい
かという、そういったことを含めながら、ぶれずにやっていっている状況です。特に大きな
変化はありません。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 1番 柏谷祐也議員。

○1番（柏谷祐也） 御回答ありがとうございます。チーム下小ですとか、そうしたところの
取組というところで10月の報道記事で拝見いたしました。教員が抱える問題をチームで共
有するといった記事がございました。内容につきましては、下田小学校内に伊豆の国特別支
援学校伊豆下田分校が併設されており、下田分校での教員でありましたり、学校の心理士、
下田小学校の教員と児童の支援の在り方を考えているサポート会議等が行われておりまし
て、その中では問題行動の背景にある心理を分析し、肯定的な声かけでありましたり、児童の気
持ち、視覚化、感覚ではない具体的な指導などを提案というところで、すばらしい取組であ
るのかなと思います。知識を有する分野の方々からの助言等をいただけるという県下唯一の
併設している学校であるという強みがあるのではないかなと思います。また、こうした取組
も、引き続き、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4番目に、発達障害を抱える児童生徒等に対する通常学級での支援について。

障害の特性は様々で、教育長のおっしゃるとおりに、発達であるのか知的であるのかでもアプローチの仕方は変わってくるのではないかなと思います。その中で、本人にとって何が一番よいのかというところですけども、そうしたことを考えていくのかとかが大事なことであり、そこには保護者の理解も必要であり、理解を深めるには学校側も様々な配慮を必要としているのではないかなと思います。その上で学校側が寄り添って対応をいただいているということで、非常に感謝しております。引き続き、個々の特性に合った学習方法をよろしくお願いいたします。

その学習方法についてなのですが、過去に特別支援教育に関する講演会に数回、参加させていただきました。山梨大学の助教授のお話でしたが、その中で、障害の特性を生かした学習アプリの紹介がございまして、非常に参考になりました。一部の事例を御紹介いたしますと、読み書きができない、集中力に支障があり、席を離れてしまう、そうした児童生徒等に対し、効果的な学習アプリとして、フラッシュカードを利用した事例をお聞きいたしました。

フラッシュカードは漢字でありましたり、数字でありましたり、イラスト等を書いたカードをリズムよく高速に映し出すことで知識や単語をインプットする方法だそうです。実際にその後、テストをしてみると、カードの内容を多くインプットするという成果も表れています。学年制の教材アプリでありましたり、教材がなかなか合わない児童もいるのかなと思われれます。障害の特性に合ったアプリを取り入れることで、より効果的な学習支援につながるのではないかなと考えております。

しかしながら、そうした企業のアプリを取り入れるとなると、自治体として導入でありましたり、各学校で導入しなければならないというふうになりますと、予算上厳しい現状ではないかなと思われれます。様々なアプリがある中で、個々の特性に合ったアプリ等が仮に利用できるとしたら、また御検討としてお考えしていただけないかなと思いますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） アプリはもう無限に今、ありますね。そのお子さんに合致する、あるいは親御さんも納得するというアプリがぴったりあれば、ニーズに合った対応ができればよいかなと思いますけれども、GIGAスクール構想が始まって数年になりますけれども、今、1人1台タブレットを使っていることが、逆に子供たちへの健康上の弊害も出ていたとか、あるいはスマホの弊害とか出ていて、そういった報道等、話題になっている昨今ですけど

も、お子さんの発達段階とか実態、発達段階・実態というのはよく私も口にするとところなんですけど、それは非常にやっぱり大切なところで、保護者の思いを酌み取りながら、適切なアプリがあれば検討していくことは必要だなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 1番 柏谷祐也議員。

○1番（柏谷祐也） ありがとうございます。使い方によって健康上の問題等もあるかなと思います。また引き続き、児童生徒に合った適正な学習方法をお願いしたいと思います。

また、特別支援教育にかかわらず、学校全体としてお聞きしたいのですが、学習教材、例えばドリル等なんですけども、デジタルであったり紙であったり、現在、並行して使われているかとは思われますけども、各学校によって考え方が違うと思います。使い分けの仕方がどの程度の比率で使われているかというのを御存じであったら教えていただきたいとします。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） 申し訳ありません、今、比率というのはなかなか難しいところだと思いますが、それこそ先ほど申し上げたとおり、教室の実態とか、あるいは学習の目的とか、そういったことで使い分けを各学校、あるいは事業者はしていますので、やはり状況に応じて変わってくると思います。学校によっては1人1台タブレットをこの程度使おうねという申合せ程度、しているところは研修の中であるという話も聞いてますので、そういったことは校内研修の中で、どうしようという、また、学校教育目標とかね、学校の目的・狙いというのが行事とか授業でありますので、それに依って変わってくるものと思います。申し訳ありません、全体的な比率というのは、ちょっと申し上げにくいかなと思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 1番 柏谷祐也議員。

○1番（柏谷祐也） すみません、ありがとうございます。なぜ、ここを聞いたかといいますと、タブレットでありましたり、紙のドリルであったり、使用の仕方によっては割れているのかなと少し感じたんです。果たして紙ベースが適切なのか、デジタルが適切なのかというところは、なかなか難しい問題だと思うんですけども、各学校において、校内研修でしたり、そうしたところで話し合うと思うんですけども、その中でも、どちらかにまとめるのか、ここは紙でいこうとか、そういう使い分けをしたらいかがかなと思って質問させていただきましたが、すみません、分かりにくくて。お願いします。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） 柏谷議員がおっしゃるとおりでね、やっぱりここはデジタルなのか、ここは紙なのか、あるいは、ここは事業者がつくった教材や教具を使うのかとか、議員がおっしゃるとおりなんです。どちらがいい、悪いは決してないわけで、逆に、紙のよさとか、鉛筆を持って書くことのよさというのは、やっぱりあるわけですよ。ですので、その辺り、いろいろな考え方があろうかと思いますが、その子供にとって、あるいは今のこの教室にとって何が一番適切なのかということは、事業者あるいは学校の判断によるものと思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 1番 柏谷祐也議員。

○1番（柏谷祐也） ありがとうございます。引き続き、学習の使用方法といいますか、そうしたことをいろいろ様々、提案していただきたいと思います。

最後になります。

通告書5番目の、就学支援委員会についてでございます。

まず、静岡県の就学支援委員会に合わせて、市の就学支援委員会に時期を定めて学校側もそれに合わせて年間計画を進めていることとなりますと、支援を要する幼児や園児につきましては、保育園からこども園等から学校へ就学する際に、就学支援委員会の結果を基に、特別支援学校でありましたり特別支援学級、特別通級指導教室等へ進んでいくのかなと思われませんが、その中で、保護者や本人の意向でありましたり、医師の診断、WISC検査等の様々な手順があると思われませんが、どの程度の時期から計画を進めていくのかということを知りたいのですが、お願いいたします。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） 特別支援学校への進学が見込まれる園児については、年中児——4歳児からの計画を進めているようです。それから、特別支援学級または通級指導教室については、年長となる5歳児からということで聞いております。親御さんと学校側で十分相談・協議を重ねてということが大前提になりますけれども、でよろしいでしょうか。

私からは、以上でございます。

○議長（中村 敦） 1番 柏谷祐也議員。

○1番（柏谷祐也） そうしますと、就学支援委員会が5月から6月にかけて行われるかと思われまます。入学1年前の5月。6月には、就学支援委員会に諮るような形になると思いますので、早い段階において保護者や本人の意向を聞かなければならないのかなと思います。そ

うした中、早期発見・早期支援体制については、前回の一般質問の際、当時の芹澤福祉事務所長から御答弁をいただいた内容では、市民保健課でありましたり、福祉事務所、学校教育課の3課が情報共有して連携しているとの回答をいただいております。

一人一人の支援を限られた職員の中で、業務はもう大変であることも十分承知しております。その中でも、やはり子供の発達成長を支える大切な支援でございますので、様々な角度から各課の連携を引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。今後もよりよい教育体制でありましたり、支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中村 敦） これをもって、1番 柏谷議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。11時5分まで休憩します。

午前10時54分休憩

午前11時05分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次は、質問順位6番、1、下田市消防団の不祥事について。2、いかに財政再建に取り組むのか。3、ごみリサイクルの促進に向けて。4、魅力発掘！～遊歩道の保全について。以上、4件について、7番 岡崎大五議員。

〔7番 岡崎大五議員登壇〕

○7番（岡崎大五） 7番、市民のみかたの岡崎大五でございます。議長の通告に従ひ、一般質問させていただきます。

1、下田市消防団の不祥事について。

昨日、議会の前に防災安全課の課長さんのほうからも報告がございましたけれども、それ以前に、報道のほうで、これは改めて知った内容でございます。

その報道によりますと、去る10月14日、下田市消防団は、第6分団に所属する30代の団員2名に懲戒処分を下しました。このうち1人は、2022年度から2024年度にかけ、分団活動費から108万円を、もう1人の分団員は、2022年に、同じく46万円をいずれも私的に流用したというものです。私的に流用された計154万円については、既に分団の口座に返済されているということですが、下田市消防団長は、「処分は下田市消防団条例の規定に基づいたもので、このたびは消防団員が市民の皆様の信頼を裏切り、多大なる御迷惑をおかけしましたことを心から深くおわび申し上げます。今後、このような事態が再び起こらないよう、団員の

綱紀肅正、服務規律を徹底させ、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。」とコメントしています。

第6分団がある地元では、住民が消防団協力費を支払っており、今回の不祥事を大変憂慮しており、懲戒処分だけで済ませていいのかという厳しい声まで私の元には届いています。

そこで、質問です。下田市消防団及び所管の防災安全課では、いつ事態を把握したのでしょうか。どういった経緯で事態が発覚したのでしょうか。監査体制はどうなっており、監査体制に問題はなかったのでしょうか。まずは上記の御回答をお願いいたします。

2番、いかに財政再建に取り組むのか。

この秋、市民・議員に公共経営改革に向けた実行計画の策定に関する説明会が行われています。これは下田市の財政状況が非常に厳しい状況にあるので何とかしようという取組ですが、市民の間には、下田市は財政破綻した夕張市の二の舞になるのではないかと大きな不安が広がっています。

まずは市長にお尋ねします。

下田市と夕張市の財政状況の違いについて御説明ください。一部市民による夕張デマがこれ以上広がれば、市政運営が困難なものになってしまいます。市民の皆様に市長の言葉で不安を払拭していただけないでしょうか。

そして、公共経営改革が実施されるに至った経緯です。昨年10月に財務課で策定された中期財政見通しによって示された財務状況が非常に厳しかったため、公共経営改革を行うことになったと述べられています。この中期財政見通しには、ごみ処理場建設費、運営費が入っていたのでしょうか。金額もお知らせください。

この中期財政見通しがあり、昨年12月議会では、私が財政的にごみ処理場建設は無理ではないかと指摘しました。その後、12月26日の全員協議会で、市長が議会に対してごみ処理建設入札の延期を説明しています。

2月26日、市長定例記者会見では、令和9年度末にも財政調整基金が枯渇すると発言され、これが大きく報道され、翌日には東海財務局静岡財務事務所財務課による財務状況把握の結果概要が公表され、財政悪化による注意報告となりました。令和9年度末にも財政調整基金が枯渇すると言った記者会見の真意を御説明ください。

財務課長にもお尋ねいたします。

財政調整基金とは何かを御説明ください。いかに昨年の中期財政見通しの衝撃が大きかったかを物語っています。しかし、考えてもみてください。これは下田市の負担だけで優に

100億円を超過するごみ処理場建設運営に関わる費用も計上したものでした。

仮に今年度の一般会計の地方残高見込みに当てはめると、約134億円が234億円へと膨れ上がり、財政状況は確かに危機的状況に陥っていたと推察されます。215億円もしくは305億円でごみ処理場を建設・運用した場合の、それぞれの地方債の年間償還額をお示してください。

しかし、財政危機を回避すべく、ごみ処理場建設が事実上ストップし、この3月末で一部事務組合は解散予定、財政の裏づけができる新たなごみ処理方法を模索すべく、現在、動き出しているところです。

そこで、質問です。

公共経営改革の2本の柱と目標、スケジュール、いつまでの緊縮財政を目途とするのかについて端的に御説明ください。

下田市財政を圧迫している地方債のうち、金額の多いものをお示してください。

次に、三つ目です。

ごみリサイクルの促進に向けて。

来年度から指定ごみ袋、ごみの持込み手数料が値上げされます。反面物価高も相まって、家計は一層厳しくなっています。市民感情としては、値上げはしてほしくないですが、リサイクルが進めばごみの量が減り、ごみ袋を節約でき、将来的にもごみ処理にかかる費用の大幅減へとつながります。

そこで、今こそ、ごみリサイクルに向けた具体的な取組が必要ではないでしょうか。

令和7年3月、一般廃棄物処理基本計画が発表されています。このような分厚い書類で示された現在の下田市のごみ処理の状況ですね、それが報告されております。これによりますと、令和5年度の下田市の1人1日当たりのごみ排出量は1,105.6グラム、静岡県平均の807グラムを上回り、県トップの掛川市595グラムの倍近い量になっています。掛川市では、久保田市長がごみ減量を施策の第一に掲げています。これは、かつて市長が南三陸町で副町長として東日本大震災の復興に携わった経験からではないかと見ています。災害が起これば、ごみ処理は深刻な事態となりますが、ふだんからリサイクルへの取組が進めば、災害時でも負担を軽減できるからです。

このように、ごみのリサイクルは、行政や市民の皆様の平時の課題だけでなく、災害対策としても大きな課題となっているのです。このため、当局には分かりやすいリサイクル案内を求めます。というのも、この基本計画の中の市民・事業者向けアンケートでは、どのようにリサイクルしたらいいか分からない、分かりやすいパンフレットが欲しいといった声の上

っているからです。この中にそういったアンケートが示されているわけですがけれども、具体的に申しますと、市民の間からは、下田市のごみの状況の問題点が分からない、これが49.9%、そして、事業者の声としては、事業向けのごみの減量リサイクルマニュアルの配布をしてほしい、これが51.7%というアンケートが出ています。まずは、これまでのリサイクルの取組、ごみ減量の推移を御説明ください。そして、県下における下田市のごみの量の順位、現在の資源化率及び順位、計画で示されている資源化目標値をお知らせください。

最後に、4番目です。

魅力発掘！～遊歩道の保全について。

本年度も1月10日・11日に下田水仙ツーデーマーチが開催されます。こうしたパンフレットをまちのいたるところといたしますか、御覧になっている方もいらっしゃるかと思いますが、第28回を数えます。年明けのウォーキング大会として全国的にもすっかり定着した感がありますが、これまでの経緯をお聞かせください。また参加人数やコースについてもお知らせください。

一昨年、私が出田市議会で初めて観光の通年化を取り上げて以降、議員の皆様や行政、市民の間でも理解が進んでいると実感しています。特にSURF CITY構想は、サーフィンを主軸にしたまちづくりを掲げ、下田中学校にサーフィン部ができ、全日本クラスの選手が生まれるなど、ワークショップや講演会、サーフィン大会も含めて、下田の観光の通年化に大いに寄与しています。観光の通年化という概念が、今ではこのサーフィンのように一つ一つのコンテンツを取り上げ、磨き上げる時期に差しかかっているのではないのでしょうか。

夏の海水浴だけではない下田の魅力発掘と外部配信は、下田観光の重要な次なる一手です。冒頭で下田水仙ツーデーマーチを取り上げたのも、下田でのウォーキング、遊歩道の魅力発掘につながるのではないかと考えたからです。

私自身、下田に来て22年がたちますが、下田市内全ての遊歩道を踏破しています。実に下田の遊歩道は変化に富んでいて美しく、楽しい。移住してきた人の中には、私よりはるか上のウォーキング愛好者が何人もいます。そんな中の1人から今回、指摘されたのが、須崎遊歩道の通行止めでした。早急に案内板の改善をしていただき、観光交流課の任に当たってくださいました職員の方、ありがとうございました。また、須崎と爪木崎を結ぶこの遊歩道の現状をお聞かせください。

また、この数年来、通行止めになっていた和歌の浦遊歩道について、大がかりな工事は既に終了したはずですが、現状についてお聞かせください。

この遊歩道は世界的ガイドブック、ミシュランで二つ星を取っており、下田市観光協会のホームページでも記載されています。観光協会に確認したところ、今のところ、ホームページでの遊歩道の紹介は、和歌の浦だけとなっています。ただし、下田ガイドブックというのは、よく町なかにありますこうした冊子ですね、その中、にこのように下田の大地図がありまして、ここには下田市が管理する遊歩道が記載されているということになっています。皆さん、お手元にもお配りしておりますので、御覧ください。

地図上には複数の遊歩道が記載されています。残念なのは、日本語表記のみなので、ハイキング愛好者の多い欧米人旅行者に情報として伝わっていないことです。現在、下田市内には、町なか付近も含めて、幾つ遊歩道がありますでしょうか。コースと名称をお知らせください。また、これら遊歩道の管理と情報発信はどのような体制で行われているのでしょうか。

以上、趣旨質問を終わります。

○議長（中村 敦） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎） 私からは、財政再建に関して御答弁申し上げます。

議員、御指摘の中期財政見通しなるものと、それから財務省東海財務局によります財務状況把握、これらは基本的に同じ資料をベースとしております。こうした状況に鑑みまして、現在、収支構造が大幅に悪化する中、財源不足を積立金の取崩しで行うという従来型あるいは一般的な行財政運営では、近い将来、立ち行かなくなるというリスクが高いことを痛感したところでございます。この危機的状況に、市役所全体として強く認識し、かつ市職員一人一人が自覚すべきと考えまして、財政調整基金の枯渇という表現用いていたところでございます。なお、現在、下田市の行財政の体質改善を目指して、いわば越冬準備として各種の改革に向けて取り組んでいるところでございます。

詳しくは、担当課長が申し上げます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（藤井数仁） 私のほうからは、消防団の関係について御答弁させていただきたいと思います。

まず、把握の件に関してでございますけれども、今年の7月末ということで、分団長のほうから事務局のほうへ報告があったものでございます。

事態発覚の経緯につきましては、昨日もちょっと申し上げたんですけれども、部の中で残

額が少なくなっているということで、ちょっと不審に思われた方がいらっしゃったようで、内部調査によって発覚したということでございます。その辺のいろいろ調査等々、行いまして、最終的に懲戒処分に至ったものでございます。

監査体制につきましては、部の中のチェック体制がどうだったのかというような問題があるかと思えますけれども、こちらとしても、団長のほうから今後その辺のチェックをしっかりしてくださいということでお願いをしているところでございます。

私からは、以上でございます。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） 私からは、2番目の、いかに財政再建に取り組むかに関する御質問にお答え申し上げます。

まず初めに、下田市と夕張市の財政状況の違いについてという御質問でございますが、夕張市の財政破綻は炭鉱の閉山、それに伴う人口の激減など、地域の経済社会構造の急激な変化に対応し切れず、観光振興策等に投じた多額の財政支出が今年度の負担となったこと、また、財政状況が逼迫する中で不適切な会計処理を続け、赤字決算を先送りしてきたことが要因でございまして、現在の当市の置かれている状況とは全く異なるものでございます。この夕張市の財政破綻を契機に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定されまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標からなる健全化判断比率と公営企業に関する資金不足比率の監査委員による審査と公表が義務づけられております。当市においては、いずれの指標も早期健全化基準、いわゆるイエローカードを大幅に下回っており、直ちに危険な状態にあるわけではございませんが、人口減少や物価高騰など、様々な社会経済状況の影響等による収支バランスの悪化に対し、財政調整基金の取崩しによる対応が続いており、現在の収支構造を改善できない状況が続けば、数年内に財政調整基金が不足し、予算編成が困難になることが想定されたことから、持続可能な行政運営の実現のため、公共経営改革に取り組むこととしたものでございます。

次に、昨年作成の中期財政見通しにごみ処理場建設費、運営費が入っていたのか、その金額はどの御質問でございます。

昨年お示しいたしました中期財政見通しでは、南伊豆地域清掃施設組合への負担金として、当時、組合から示されておりました資料を基に、令和7年度から令和11年度までの5か年で8億2,411万円と見込んでおりました。なお、この期間中の負担金は、組合運営費と施設建設費であり、施設稼働に伴う負担（施設運営費）は、令和12年度以降と見込まれていたもので

ございます。

次に、財政調整基金とは何か、説明をとの御質問でございます。

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための基金をいいます。残高の目安といたしましては、一般的に標準財政規模の10%から20%程度が望ましいとされているところでございます。

次に、地方債のうち金額の多いものはとの御質問でございますが、地方債残高の多いものとしましては、令和6年度末現在で、新庁舎建設事業が約17億1,000万円、中学校再編整備事業が約16億9,700万円、デジタル同報無線整備事業が4億3,200万円となっております。

私からは、以上です。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） それでは、私からは、いかに財政再建に取り組むかのうち、公共経営改革の2本柱と目標、スケジュール等についてお答えいたします。

まず、今回の公共経営改革は、冒頭で市長が申し上げた内容と重なりますが、予算編成による査定や行財政改革等といった従来の取組だけではなく、幅広い視点での改革とするため、2本柱として歳出を抑える柱、体質改善の柱を掲げております。また、この柱を具体化するため、新たな財源の確保、公共施設の有効活用及び稼ぐためのプロジェクトの立案の三つを重点指針としております。

目標については、計画期間を令和8年度から12年度の5年間としております。

収支均衡した財政構造の確立をして、単年度収支の均衡、最終年度による財政調整基金の残高を10億円以上及び計画最終年度における地方債残高（一般会計）を110億円以下という目標を掲げております。

スケジュールにつきましては、令和8年度当初予算編成作業との連携や調整を図るため、本年11月から翌年1月にかけて、下田市公共経営改革に向けた実行計画を策定し、令和8年度当初予算とともに計画を公表していくこととしております。

私からは、以上です。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 私からは、質問の3点目、ごみリサイクルの推進に向けてということで、まず、1点目の、これまでのリサイクルの取組等をごみ減量化の推移につきましては、まず、一般廃棄物処理基本計画におきまして、資源循環の基本目標を市民総参加で循環型社会の実現を目指すといったしまして、リサイクルを進めているところでございます。

具体的な取組といたしましては、拠点回収や集団回収などによります資源ごみの回収の促進、それから、機密書類の溶解処理、それから、地域や子供会などにおけるリサイクル活動への支援、それから、食品リサイクル法に基づくフードロスの削減等の取組を行っております。

また、ごみ減量化の推移でございますけれども、2018年度のごみ排出量は9,515トンでございましたが、2024年度は7,863トンと減量化が進んでおります。減量化が進んだ要因といたしましては、人口減少も考えられますが、1人1日当たりのごみ排出量で見ますと、2018年度の1,213グラムから、2024年度には1,133グラムと削減されておまして、市民の皆様の御協力によるところも大きく影響していると考えております。

2点目の御質問の、県下におきます下田市のごみ量の順位等のお話ですけれども、こちらにつきましては、県の資料によりますと、下田市のごみ総排出量は県内35市町中26位、資源化率は14.98%で22位、それから、一般廃棄物処理基本計画で定めます資源化目標は、令和14年度で22.9%としているところでございます。

私からは、以上でございます。

○議長（中村 敦） 観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志） 私からは、魅力発掘！～遊歩道の保全についての御質問のうち、下田水仙ツーデーマーチの実施、経緯、参加人数やコースについて、須崎遊歩道復旧工事の現状、市内遊歩道のコースや名称、遊歩道の管理と情報発信についてお答えいたします。

まず、下田水仙ツーデーマーチの実施、経緯、参加人数やコースにつきましては、下田水仙ツーデーマーチは、地域を代表する花をテーマに、伊豆の暖かい早春を全国的にPRする目的で、平成10年度に伊豆早春フラワーウォーキングと銘打ち、下田市と河津町の共同事業として始まり、その後、南伊豆町と松崎町が加わり、15年継続いたしました。平成27年度からは下田市単独で実施しているものでございます。

ウォーキングコースは毎回2コース設定し、固定の水仙コースと市内景勝地を巡るコースを企画し、令和6年度からは吉田松陰寓所などを巡る松陰コースを設けているところでございます。

また、参加者につきましては、令和4年度第25回が517人、令和5年度の第26回が722人、昨年度、第27回が623名となっております。

続きまして、須崎遊歩道の復旧工事の現状につきましては、須崎遊歩道は静岡県より南伊豆歩道運営協議会が管理委託を受けて管理しており、令和6年5月の大雨による落石・崩土

によりまして、同月から当該区間が通行止めとなっているものでございます。

復旧工事につきましては、静岡県が令和7年10月に入札を実施し、10月22日から3月13日までの工期で復旧工事が進められているところでございます。

工事箇所は、爪木崎側から600メートルほど進んだ山側斜面、工事内容は、危険度の高い軽石・浮き石の破砕及び撤去、落石防止柵修繕及び土砂の撤去となっております。

なお、来年4月の開通を予定しているところでございますが、12月20日から1月31日までの水仙まつり期間中は工事を休止し、安全確保の上で通行を可能にする予定と伺っているところでございます。

続きまして、市内遊歩道のコースや名称につきましては、市内の遊歩道は15コースございます。主なものは、爪木崎から須崎の小白浜までの須崎遊歩道、吉佐美の田牛入口交差点から南伊豆の弓ヶ浜までのタライ岬遊歩道、板戸プール付近から尾ヶ崎ウイング付近までのアロエの里遊歩道、大浦から下田海中水族館までの和歌の浦遊歩道、下田海中水族館から犬走防波堤までのベイサイドプロムナード、柿崎海岸から福浦までのハリスの小径、蓮台寺の湯の華小径等がございます。

次に、遊歩道の管理と情報発信につきましては、須崎遊歩道は須崎区、タライ岬遊歩道はシルバー人材センターと南伊豆歩道運営協議会において管理委託契約を結び、管理しております。そのほか、遊歩道につきましては、職員による随時の見回りに加えまして、大雨や台風などの後には現地確認を実施しているところでございます。

情報発信につきましては、下田市観光協会により、ホームページや下田ガイドマップ等への掲載、また、市ホームページでの発信に加え、須崎遊歩道とタライ岬遊歩道につきましては、南伊豆歩道運営協議会において、「名勝・伊豆西南海岸 南伊豆を歩く」と題しました冊子を発行し、各加盟団体や観光案内所等に配架しているところでございます。

私からは、以上です。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 私からは、和歌の浦遊歩道の現状と管理についてお答え申し上げます。

和歌の浦遊歩道につきましては、観光地として重要な市道兼遊歩道と認識しております。この道路の保全に当たり、平成30年度にのり面点検を実施し、令和4年度・令和6年度に大規模なのり面対策工事を実施しております。工事中は歩行者の安全を確保できないため、工事期間の令和6年10月から令和7年3月までの約半年間は、通行止めとさせていただきます。

た。また、今年度の9月から3月まで、落石防止対策工事を実施しており、一時的に通行止めになることもあります。その際は、市ホームページ及び観光協会等関係者に周知しているところです。

今年度の工事をもって和歌の浦遊歩道の安全対策工事は完了する予定となっております。管理につきましては、定期的にパトロール等を実施しております。

私からは、以上でございます。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） では、ここからは一問一答という形で一つずつ御答弁をいただきたいと思えます。

まず、1番の下田市の消防団の不祥事についてでございますが、下田市と下田市消防団の関係ですね、これはどういうふうな関係になっているのか御説明いただけますでしょうか。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（藤井数仁） まず、市長が消防団条例に基づきまして団長を任命する。基本的には、消防団は、団長が団員を任命するという形になっていまして、その団員の皆さんは、地方公務員法に基づく非常勤特別職の地方公務員という形になります。

組織的には団本部というものがあまして、その下に七つの地域の各分団のあります七つの7分団、さらに下に枝葉のような形で13の部に分かれていると、こういった構造になっております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 今の御説明にもありましたとおり、消防団員は準公務員というふうな扱いで、我々議員と同じような立場になるかと思うんですが、そういった本当に皆さん、ボランティアと言っていいようなことで頑張っているというふうに認識している中で、一定のやっぱりプライドといいますか、そういったものも皆さん、もちろんお持ちで、休みの日でも、夜でも出ていただいてというようなことで、頭が下がる思いがしているところでございますが、そんな中でこういった不祥事が起こりますと、その地域の方はもちろんですけども、消防団のほかの消防団員の方も含めて、非常にじくじたる思いといいますか、一生懸命やっている人から見ると、何てことだというような話で、しかもこれ、かなり普通で感覚で言ったら、何だか全然見ていなかったみたいな、100万円以上のお金が出ていっていったというのは、ちょっと信じ難い、経理のずさんな処理をしてきたのか、あるいはチェッ

ク体制がね、あんまりしっかりしていなかったんだなということはどうかがい知ることができません。

ホームページで見ますと、いろんところでたまにこういった消防団の不祥事というのは出ているところがございますけれども、今回、地区の皆さんから、一部の方ですけれども、もうちょっと重い処分であるべきではなかろうかと、この条例のことはともかくとしてですね。そういったような市民感情みたいなものも聞いております。そんな中で、これは横領罪ということになります、これで刑事告発されるというような方針はないのかどうかお尋ねします。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（藤井数仁） 今回、懲戒処分を下しました。団のほうの組織に基づいての処分という形の中で、その中でももちろん様々な議論があって、行為に及んだ方の免職処分という形になったということで、議論の中でいろいろあったとは思いますが、ただ一応状況的に全額返済されているという状況、それから、今の議員のほうもおっしゃられたように、よその事例もあるんですけれども、下田でちょっと初めてこういうことが起こったんですけれども、そういう周辺の状況なんかも参考にしながら、今回は告発はしないという形を取ったというものでございます。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 消防団という性質もあるかと思うんですけれども、私、個人的にはね、妥当な処分であったろうと、条例に基づいた処分であったろうということで理解しているところでございます。ただ、これからのことも、やはり考えていかなければいけない。そういった意味で、消防団長が綱紀肅正、服務規律というようなことで、これを徹底してまいりたいというようなことを述べておられますけれども、この具体的な今後の改革みたいなことまで話が及んでるのかどうなのか、そこら辺をお聞き及びでありましたら、御説明いただければと思います。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（藤井数仁） まず、処分を行ったのが10月14日でございます。その後、10月23日に分団長会議が行われまして、その中で、団長のほうから、もちろん口頭で今後のチェック体制等々について、しっかりしてくださいというような促しとございますか、指導があったようです。

もう一つ、やはり書面としまして、団長名で各分団長宛てに消防団員による活動費の私的

流用事案に伴う再発防止の徹底についてということで通知も出しているということで、団本部と申しますか、団長の中で指導はきちんとして行われているということで、あとはそれぞれの分団ですとか、部ですとか、それぞれの内部の、やはり今回の事案も後々、残金が少なくなっているの気づいたというところから発しているというわけで、それぞれの二重チェックを徹底していただくということが大事なのかなということで、それはまた機会があれば、また団長のほうから随時、指導していただくと、言い続けるということが大事なのかなということで、こちらとして、またそういうことは御進言させていただく必要があるのかなというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） こうした状況の中で時が進んできている中ですがけれども、第6分団の地域の皆さんのほうからは、皆さん、協力金を支払っているわけですよ、現実問題として。この何年間というか、ずっと支払っているわけでございます。その方々に対して分団のほうから、あるいは消防団のほうから、おわびの文章なり、今後の協力をお願いしますといったようなことをやはり回覧板等で配布していただいて、住民との相互理解を深めるといった一つの機会を設けていただけないかな。すなわち、今の状況ですと、地元の人たちは怒っているわけですよ。それは何で怒っているかという、こういう事件があったから怒っているというのはもちろんですけども、不祥事があったから怒っているのはもちろんですが、その後のケアといいますかね、皆さんに対する説明なり何なりが報道を通してしか知ることができないというもどかしさが、やはり当事者でありながら、そこに踏み込んでいただけないということに対して憤りが増すというような状況ではなかろうかと推察しているところです。ですから、防災安全課長には、これはお願いと申しますか、防災安全課のほうから指導なり、あるいは協議なりしていただくなりして、ぜひとも、地元の住民とのコミュニケーションを早期に改善を図っていただけるような話合いなりをしていただけないかということで、この1番目の質問の要望で終わりたいと思います。

続きまして、いかに財政再建に取り組むのかといったところで、市長の懇談会等々の中でも、かなり夕張デマみたいなことがかなり強い口調で叫ばれるような、ちょっと残念な状況ということを感じたところです。ですから、今回の議会を通して、やはり市民の皆様にはっきりとしたこと、さっき財務課長のほうから御説明いただきましたけれども、夕張とは違いますよと。それはね、もう皆さんも知っていますし、我々も知っていますけれども、で

すけれども、なかなか市民の皆様がそういった状況が届いていないということが、やはりちょっとあるのかなということを思ったところで、こうした一般質問にさせていただいたところでは。

この下田市の公共経営改革に向けた実行計画というところでお示しいただいている中で、地方債の発行額を年平均5億円か6億円程度に抑制することが求められるというところで、一つの目標値が示されております。これに関連しまして、先ほど一般質問の中でちょっと環境対策のほうに御質問なんですけれども、昨年、ごみ処理建設が始まっていたならば、年間幾らぐらいの地方債が必要となって上積みされていたのかということ、以前の何か説明会のときにも資料でお示しいただいたかと思うんですが、その辺を少し御説明いただけますでしょうか。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 今、岡崎議員がおっしゃられた、以前に示した資料というのは、恐らく昨年の12月、年末の全員協議会のときに配付させていただいた資料かと思います。そのときの資料は、総事業費、要は建設費も運営費も込み込みの数字を出させていただきましたので、要は起債額、ほかに一般財源のほうも含めたトータルの額で示させていただいております。

今、お話のありました、そのまま進んでいた場合の起債の年間償還額というお話なんですけれども、地方債を20年間で償還していくよという仮定で申し上げますと、総事業費が250億円だった場合、こちらの場合ですと、最大で年間当たり2億3,000万円、合計すると40億円ぐらいの償還になると。305億円の総事業費だった場合は、年間当たり最大で2億9,000万円で、合計で大体52億円ぐらいの償還になるというふうに想定していたところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） これ、多分ね、話があべこべなんですよね。焼却場をどうするのか、予算をどうするのかということを考える中で、本来であれば、公共経営改革会議があって、こういった今の答弁にありましたような予算額が、いわゆる償還額というものが示された上で、じゃあ、これはできるのかどうなのかということを考えなければいけなかった。それが、おざなりといいますか、そこら辺、指摘は中であつたかと思うんですけれども、建設のほうにどうしてもシフトをしていく中で、そういった財政的な懸念が論じられることが少なかった

ということが、これは一部事務組合との兼ね合いもありますので深くは追求しませんけれども、ですから、本来だったら、公共経営改革を最初にやって、その後でごみ処理のお金をどうするのかということをやったほうがよかったのかなというふうなことを今になって思っているところがございます。ですから、国のごみ処理場建設の、いわゆる指針ですよ。地方自治体でやりなさいよと、自分ちのごみは自分ちでやってくださいよというような取決めがあるわけですよ。一応そういう指針があるわけです。それじゃあ、ちょっとうまくいかないだろうということになって、あまりにも規模が大きい、お金がかかり過ぎることになって、じゃあ、県も一緒になって広域化をつくって、広域でやりなさいよというような流れの中に今、来ている。ただ、たった4万人しかないようなこの賀茂地域の1市3町の広域化というものが、市長がよくおっしゃっていますけれども、果たして本当にスケールメリットが得られるような規模であったか。15万人とか20万人ぐらいの広域化であるならば、300億円とか、そういったお金でも、1人当たり何分の1かで負担は済むわけですから、可能であったかと思うんですけれども、やはり机上の空論みたいところで、何かちょっと広域化というのが言葉だけが躍ってしまって、本来の広域化って15万人とか20万人とか、ちっちゃいところが中程度の規模のまちと同じぐらいのスケールメリットを持つことによって可能になる設計が、そもそも国なり県のほうで考えられたところが、実際のところが、賀茂で言ったら4万人しかないわけですから、じゃあ、4万人で一体何ができるのかということ、これから皆さん、含めて、我々も含めて、知恵を絞ってどうやってごみ処理をしていくのかということ、こうすればいい、ああすればいいということではなくて、考えなければいけないということが、今回のごみ処理建設の一つ、それが昨日、市長は頓挫したというようなことをおっしゃっていましたが、そんな中で、今後の進むべき方向性として、やはりそういったことを我々が努力して考えなければいけないと。4万人しかない、それで、南伊豆が抜けたら3万何ぼしかない、そうなったら、広域も何もあったもんじゃないというところで、そこら辺から本当に厳しい現状の中で、今後、市長にはリーダーシップを持って進んでいただきたい、そんな中での今回の財政再建もあるかというようなところかと思えます。

せんだって発表されました開庁時間を短くしようと、それによって、ちょっと残業を減らしましょうというようなことが新聞報道でありましたが、この辺の経済効果というのは、どのように考えておられますでしょうか。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 論） 窓口時間の短縮によります経済効果というような御質問ですけれども、この開庁時間を短くしようというアイデアですけども、これは下田市DX推進プロジェクトというので、現在、東本郷に残っている窓口を持った課が中心になって、DXの推進というものを主眼としたアイデアを考えていくという、この中で窓口の関係をどうするかということを検討していく中の一つのアイデアとして出されていたものを、これを公共経営改革の中で一つのアイデアとして御紹介をしたところ、ちょっと多少、報道が先行しておりますけれども、実施するというような流れに今、現実になっているというようなところでは。

現在、DX推進チームのほうでの検討というのは、これからというところの段階でして、具体的な経済効果というようなところは、まだ算出はしていないんですけども、おっしゃるとおり、窓口を短くすることで時間外の縮減、それに伴って、光熱費ですとか、そういったものの縮減につながるというような効果というのは期待できるというふうなことは、アイデアとして出されています。

以上です。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 私からも若干、補足したいと存じます。

先ほど議員がおっしゃった公共経営改革をやってからごみについてというお話がありましたけれども、そもそも、広域ごみ処理計画については、下田市の現有施設の老朽化で、これを処理することが合理性が低いと。それよりは新築のほうが技術的に考えてB/C（ビーバイシー）が高いということで、そういう考え方が一つあった。一方で、人口減少が進んでいる1市3町がそれぞれ持っているというこの今の状況を、せっかくだから一緒にしたほうがと議員のおっしゃるとおり、スケールメリットです。1市3町のスケールメリットは、言ってみれば、限界ぐらいたったかなという感じです。この2万人、7,000人、6,000人、5,000人ぐらいのスケールの町が1市3町集まって約4万人だったわけなんですけども、この中の、みんなで長期的・総合的に見て判断してやろうということで進んできたものでございます。そうしたところ、その後の、本当に昨今の物価の高騰、特に人件費の高騰です、これが物すごく大きくなりまして、全体事業費が大きくなって、今のような状況になりました。

人件費の上昇というのは物すごいものがありまして、先般、東京で立ち食いそばを食べたんですけど、すごい高くて驚いたんです。立ち食いそばがこんな値段なんだと。別の人に聞いたら、吉野家の牛丼セットを頼んだら、吉野家って言うていいのかな、あのおいしい吉野家さんの牛丼の並盛セットを頼んだら幾らだというと、両方とも物すごい高いです。

スーパーマーケットに行って、そういった惣菜を購入しようとする、そんな高くないんですよ。要は人件費なんです、やっぱり。同じものをスーパーで買って、家で食べれば安いだけけれども、店舗で食べようとする、その人件費がかかってくるので非常に高くなるというのが昨今の情景かなというふうに考えているところでございます。この人件費の高騰が広域ごみ処理計画に物すごく大きな影響を色濃く落としたといったことについて御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 質問者にお尋ねします。ちょっと切りが悪いんですが、休憩してよろしいでしょうか。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 市長、御答弁ありがとうございます。ですから、要はこの財政再建の話は、まだ質問が残っているんですけども、ごみ処理の話で言えば、本当に市長が御説明になるように、ぎりぎりのところで設計したけれども、その後の議論の中で、進んでいく中で、やはり本当に途方もないお金になっていくと。ほかのやっぱりスケールメリットが出にくい環境に最終的には落ちちゃったなというような市長の答弁、いつかありましたけれども、まさしくそのような状況が現出したということで、今後、この公共経営改革の実行計画というのが今後、出てきますので、それで、その中で、じゃあ、どういった形でごみ処理場を今後やれるのかということも併せて頭をひねって、本当に御尽力いただけないかなというようなところで、ごみの話はひとまずということで、まだ質問ありますけれども、休憩ということで、よろしくをお願いします。

○議長（中村 敦） 質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います。1時10分から再開いたします。よろしくをお願いします。

なお、12時55分から各常任委員会は審査方法について御協議いただきたい事項がございますので、協議会を開催していただきます。12時55分から各常任委員会は協議会をお願いいたします。

以上です。

午前11時59分休憩

午後1時10分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

再質問から。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 再質問、財政再建のところを続けていきたいと思います。

今回、この公共経営改革に向けた実行計画というところで、目標が数値化がされておりまして、非常に分かりやすくなっていて、この5年間、目標値に達するようにということで、三つの大きな目標が掲げられています。

収支均衡した財政構造の確立、すなわち単年度収支の均衡、あんまり単年度で赤字にならないようにしましょうということですよ。それから、計画最終年度における財政調整基金の残高が10億円以上残していきましょと。ちょっと今、それより下回っていますので、もうちょっと積み上げられるような形で、5年間かけて調整していく。

計画最終年度における地方債残高が110億円以下ということで、一般会計の分だけですけども、となると、今、132億円とか4億円とかありますので、先ほど説明していただいたように、新庁舎の地方債、それから、中学校統合、それから、デジタル無線か何かですね、そのぐらいのところのものがかなり大きな比重を占めている中で、5年間で地方債残高20億円減らすというような見通しで、これから予算取りをしていくというようなことになっていくかと思うんですが、かなりやっぱり厳しいところで、年平均5億円から6億円に地方債も抑えていきましょという中で、今後の大型事業に関していろいろあるかと思えますけれども、この5年間においては結構なかなか着手するところまで行きにくいのかなというのが、一つ見通しとしてはあります。

ただし、財政健全化に向ける中で、具体的な取組、これは一応目標ですよ、その目標をもうちょっと幅を広げて考えていこうというところも当然、考えていらっしゃると思うんですが、その中で一番に挙げられるのが稼ぐ市政かと思えます。その稼ぐ市政の具体的な例を挙げてお示しいただけますでしょうか。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） まず、稼ぐ具体的な例としましては、取組方針にも挙げているんですが、歳入の確保として一番に挙げられるのは、まず、ふるさと納税の増収でございます。これについては、もう既に御存じだと思いますが、令和8年度から、さらなる商品の魅力化やプロモーションの強化に向けて、今、プロポーザルの手続を進めているところでございます。そしてまた、公共施設の管理経費の縮減の一つとして、使っていない遊休している公共施

設を有効活用していくことが、もう一つ稼ぐ力になっていくのかと思っております。

今、現実にあずさ山の家においては、新たなサウンディングを実施して、活用に向けての、もう既に検討を始めているところでございます。

そして、取組の5番目としてちょっと挙げているんですが、地域活性化のプロジェクトの推進につきまして、これにつきましては、最近、注目されている2地域居住について、こちらについては、コーディネーターなど、市外から高い意識を持った人材を導入する、そうしたこと等を含めまして、地域活性化につながる国や県、関係団体、こうした取組に対して国も補助制度とかを設けていただいていますので、そうした財源を有効に活用することによって、稼ぐまちにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） ふるさと納税のことは、これはちょっと改善していこうということで、今、やられているようなんですが、具体的にプロポーザルをかけて、何がどう変わるのか御説明いただけますでしょうか。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） これまでは、代行事業者については随意契約、プロポーザルを行わず随意契約でやっていたんですが、今回は様々な自治体の例を見ますと、代行事業者によってかなり増収になったと。その一つの取組方針として、やっぱり商品を魅力化してくれる、プロデュースしてくれる、そういった力がある業者が入ったことによって税収が上がったという例も聞いておりますので、様々な手挙げしてくる業者の提案を聞いて、より一層増収につながる商品の魅力化、それイコールまた地域の税収入も上がるのかなと思っておりますので、そういった企業の発想をいろいろ聞いてみて、それで下田市にあった業者を選定したく、プロポーザルはちょっと有効な手法として、今回、令和8年度からそれに向け、取り組んでいきたいというところでございます。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 近隣で言えば、沼津市がね、業者を入れて、すごく税収が上がったというような例がございしますが、人口規模、いわゆる産業規模も違いますので、なかなか下田の場合、2万人弱ですから、そんなまちの中で産業もやっぱりそこまで数がないわけですよ。ですから、もののやっぱり開発というのは、なかなかやっぱり大変だなというのを実感しているところですけども、沼津辺りだと、水産もありますし、ものをね、焼津を見て、焼津

をまねするような形で、もののいわゆる開発をすることによって、かなり税収が上がったというふうに僕は分析しているところなんですけど、下田の場合は、やはり、このいわゆる開発というところに重点を置かないと、すなわち観光施設であるとか、宿泊施設であるとか、飲食店であるとか、体験型のところでやっぱり圧をかけていかないと、観光地ですし、ダブルでもうかるといいますかね、それを使うことによって地元の業者も当然、もうかりながら、税収にもつながっていくというような仕組みがふるさと納税ですので、下田の魅力の強い産業というかね、そういったところに比重をかけてやっていくということが、この数年、旅行券みたいなバーチャルのところで結構売上げが上がっているというようなどころもあるので、そこら辺をプロポーザルの中でよく見極めていただければなという要望でございます。

それと、あと、ポイント制が駄目になっちゃったもんですから、楽天なんかを通じた、いわゆるふるさと納税が今、なかなか難しくなっているというところで、楽天は随分反対運動をやっていましたけれども、もうそれももう功を奏せず、総務省はそのままポイント制をやめるというようにしましたので、その辺りの影響というのは、下田市の中ではどのように出ているのか、そこら辺をちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） ポイント制に関しましては、下田市だけじゃなく、全国のふるさと納税に影響を与えたと思っています。といいますのは、9月でポイント制が終わったことによって、下田市も8月はかなりの増収がありました。いわゆる世間でいう駆け込みの納税がございました。それなので、今後まだ影響というか、どこまでの影響があるかちょっと分からないんですが、一定のルールの下で、公平に自治体が競争って言い方がいいのか分かりませんが、競い合うような制度になったのかと思っております。

今後、ちょっと話がそれますが、ふるさとポイント制が終わったことにより、ポイント制に頼らない、そういった先ほどのプロポーザルって企業の発想、代行業者の発想について、プロポーザルではちょっと意見等を伺っていきたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） もう1点、昨日も天野議員から指摘がありましたけれども、下田保育園の活用をというような提案がありましたけれども、これも含めて様々な、例えば吉佐美幼稚園でもそうですし、あと、朝日公民館なんか、今後どうするのかということもありますし、あと下田幼稚園なんかもありますよね。既存の幼稚園もありますし、遊休の走行化している

施設というものを市役所も移りまして、中央公民館の様子も変わりますよね。図書館の話もありますので、かなり以前にも議会で言いましたけれども、シャッフルさせる中で、より有機的というか、例えば道の駅をね、もうちょっとどうにかしたいとかいうところの中で、郷土資料館の問題なんかもありますので、そういったことも含めて、空いている施設でお金を稼ぐことと同時に、稼げる施設をさらに稼げるようにするというのもやはり重要ではないかと。稼げる施設を稼げないままにしているというところもあるかと思しますので、そこら辺も皆さんで検討していただきながら、この財政再建のほうとうまくマッチアップして進めていただければと要望したいと思います。

最後の質問ですけれども、いわゆる財政再建ですね。基金がいっぱいあるわけですね、今、下田に基金がいっぱいあると思うんですね。使われてない基金というのも多くあると思います。例えば、この市庁舎の建設基金なんかは、これをどこに付け替えるみたいな話も聞いたやに記憶しているんですけども、現在ある基金の種類と、3年間使われていない基金、今後、運用が改善して、いわゆる自由度が増す、お金を塩漬けするんじゃなくて、そのお金を有効に利用できるようなものに貸し替えていくというようなことも考えていく必要があるんじゃないか。

基金というのは、割と国でもかなり問題になってはいますけれども、塩漬けされるリスクが非常にあるというような、目的が定められた、いわゆる基金になりますんで、そこら辺で、逆に使い勝手が悪くなっているというようなことも、全部が全部、どれなのかということ指摘することは僕はできないんですけども、その辺はどのように見ていらっしゃるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） まず、基金の数ですけども、今、下田市一般会計のほうでは、定額による基金を含めまして、25の基金がございます。それとは別に、また特別会計で五つの基金がございます。

それと、この基金の運用がしづらい部分というお話ですけども、基金の活用に向けましては、昨年度の議会の中でも景観まちづくり基金であったり、ふるさと応援基金の見直しというところで議案のほうを出させていただいて、審議いただいたところでございます。また、この公共経営改革の取組の中でも、基金の設置目的であったり、その運用実績、また、社会的動向を踏まえまして、基金の統廃合であったり、使途の拡大など、有効活用に向けて取り組んでいくということとしております。

また、基金に積み立てた現金のほうにつきましても、安全性であったり、流動性を確保しつつ、運用などで少しでも利子収入を得て基金自体を増やす、こういったことも取り組んでいく予定としております。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） ありがとうございます。

次の質問に移りたいと思います。

ごみのリサイクルの促進に向けてというところで、現在、先ほど課長から説明がありましたけれども、リサイクル率、現在、14.98%で、この令和4年度の一般廃棄物処理基本計画によりますと、13.6%だったのが14.98%まで、現在、ちょっと上がりましたよというところですが、目指す数値は22.9%まで目指そうということになっておりまして、結構、10%ぐらい上げなきゃいけないというのは、かなりハードルが高いような気もするんですが、そこから辺で、この目標に向けてどのような取組が必要だとお考えになっておりますでしょうか。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） おっしゃるように、令和14年度の目標、かなり高い設定となっております。ごみの資源化を上げることはもちろん、ごみの減量化も同時に進めていかなければなりませんので、そちらにつきましては、まず、紙・布類の分別の、一層の普及、まず、こちらが最優先かなと思っています。

それから、生ごみ処理機器の普及で、生ごみの水切りの設定、それから、昨日もお話が出ましたけれども、設備や保管場所の整備が必要とはなりますけれども、プラスチック類の分別収集などが、取組が必要なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 伊豆半島というのは、県内でもちょっと特殊な地域だというふうに分析されております。伊豆半島は観光地であるということで、お客様のごみも多く出ます。県内におきます下田市以外の市町の傾向をお知らせいただけますでしょうか。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 県内の市町の状況でございますけれども、いずれの市町でも、大体紙・布類、こちらの比重が大きくて、少ないところだと、全体の3割弱ぐらい、それから、多くなりますと、全体の6割弱ぐらいが紙・布類というところになっております。大

体平均しますと、4割5部ほどの紙・布類となっていると。それに続きまして、ビニール、それから、厨芥類が続くという傾向が、まず、ございます。また、御指摘のとおり、伊豆半島の市町は、ほかの地域に比べますと、総排出量自体はそれほど多くはないんですけれども、人口が少ない割には、観光地ゆえに、1人当たりのごみ排出量で比較をしますと多くなるという状況になっております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 先ほども課長のほうから説明ありましたけれども、やっぱり紙・布類のリサイクルをどうするかということが大きな課題かなということは浮き上がってきていると。昨日も市長がおっしゃいましたけど、前に、紙を入れたりして、いわゆる袋みたいなものを入れてね、配ったりしてやっているし、みらくルクルでも啓蒙しているわけで、やっていないじゃないよと、一生懸命やっているんだけどねというようなお話がございました。

紙がね、送られてきたとき、どのぐらいの人が、あの紙袋が何の紙袋と理解したのかということが非常に疑問でして、市民の、特に主婦の、御年配の方々と接する機会がちょこちょこありますので、お話を聞いていますと、一部の人は徹底的にやっていらっしゃる。お時間があるということもありますけれども、徹底的に雑紙まで一生懸命やっている、日々の暮らしの中で。ある方は、え、そんなのやるのということで、全く知らない。段ボールは、それは段ボールでしょうと。雑誌も分かる。それから、新聞も分かる。雑紙でも牛乳パックは分かる、何かね。でも、それ以外の雑紙って何ですかみたいな話で、実際、下田市のほうでも、こうした清掃センターのほうで毎年ね、こうしたのごみの出し方ということで配っていただいております。これで見っていきますと、雑紙・紙パック類のところ、その雑紙のところ、何かいろんなものがね、イラストで収まっているような感じで、これは一体何者だというような感じなんですよね。これを入れるための封筒ですよということを昨日、市長の答弁であったと思うんですが、それを配りましたよということをおっしゃったと思うんですが、そのことに気がつかないで、ごみとして捨てた人はかなりいらっしゃったんじゃないかなと想像します。

すなわち、紙類の中でも、特に雑紙については、それが一体何者なのかということも多くの方が御存じではないのかということがありまして、これに関して、ごみのリサイクルは非常に進んでいると言われている掛川では、やはり細かく市民に説明がされております。次です、今からちょっと質問いたしますので、これが実は紙なのか、紙ではないのかとい

うことで御回答いただければと思います。

封筒、はがき、名刺、レシート、ちっちゃな買物レシートですね、トイレトペーパーの芯、これは昨日、市長が言っておられましたね。小さなお菓子の缶、箱、通知などの印刷物、紙パック、ティッシュペーパー、ティッシュペーパーの箱、ティッシュペーパーは昨日、沢登さんが言っておりました。写真、感熱紙、ヨーグルトなどの下敷き、それから、あと、酒パック、今、ざざざっと言いましたけれども、これ全部、雑紙というふうになっているわけですね。下田市でもそのようになっているかと思うんですが、その辺、間違っていないかお聞かせください。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 紙の分け方、これが実際のところは、受け取る古紙回収業者さんによって、受け取れるものと受け取れないものが変わってくるという実態が、まず、ございます。一般的なお話としますと、公益財団法人の古紙再生促進センターというところがございまして、こちらのホームページを見ていただきますと、禁忌品とって、基本的には混ぜてけませんよというものが例示で紹介されています。同じく、そのホームページに、古紙分別チェッカーというページもございまして、古紙の種類ですとか、古紙の状態とかというのを選択していきますと、それがリサイクルできるよとか、できないよとかという、一般的に分別の結果までを表示してくれるページが、まず、ございますので、議員や市民の皆様も、ちょっと時間のあるときにお試しいただければなというふうに考えております。

今、議員がおっしゃられたもので、ちょっと漏れていたら、また御指摘いただければと思うんですけれども、まず、封筒やはがきについては雑紙ですよ。名刺も雑紙。レシートにつきましては、レシートとか感熱紙につきましては、一般的に交ぜては望ましくないものとして分けていただくようなのが基本的なルールとなります。あと、トイレトペーパーの芯は大丈夫です。お菓子の箱ですとか、通知などの印刷物、それから、紙パックも大丈夫です。ティッシュペーパーの箱も大丈夫になります。あと、写真は、一般的なお話をすると、紙ではなくて、分けて出していただくもののほうに区分されるものと考えております。あと、お酒のパック、こちらにつきましては、中にアルミのものが巻かれたりしていますので、基本的には、こちらは交ぜては望ましくないものとして分別されているのが通常というふうに考えております。ちょっとまた、漏れがございましたら、御指摘いただければと思います。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） いろんなところのこの雑紙の区分の仕方というのを見てみますと、役所

の悪い癖で、これは駄目ですよというね、禁止事項を書いてあると。禁止事項を幾ら書かれてもね、市民のほうは分かりにくいわけですね。これならいいよというものを書いてくださったほうが、より雑紙に関する注目が集まって、それで、先ほど市長が昨日おっしゃったように、定期的にね、サンプルという形で、こういった袋に入れて出してくださいというような、やっぱり指導というか、お願いみたいなことが、やっぱり継続的にやっていただけたらいいんじゃないかなと思います。というのは、もう散発的に今まで割とやってくださっているので、全然浸透していないというところがありつつ、市民の方に話を聞くと、一生懸命やりますよということをおっしゃってくださる方も多いので、特にさっき午前中に掛川の話をしましたけど、掛川の場合は、今年の3月で焼却炉が駄目になりましたよね。今、外に出しているわけです。だから、外に出していて、外に出すごみというのは、出たら出た分だけ、お金を払わなきゃいけないし、要は非常にコストが高くなるというような多分、話もあって、それで皆さんにお願いをしている部分もね、掛川市の場合はあって、だから、自分ちでごみを処理できないにもかかわらず、処理できないからこそ、リサイクルが進んでいるという皮肉な現象であるとも言えるんじゃないかなというふうに思います。ですから、下田市がね、そうならないとは言えない現状があるわけですよ。現実、焼却炉どうなるか分からない中で、もう回収しなきゃいけないかもしれないというようなところになった場合に、また費用もかかってきますので、そういったことも踏まえて、やはりこれ、かなり力を入れて、取りあえず雑紙からということで取り組んでいただけないかなというふうに思います。

また、先ほど言ったように、事業向けにも同様に、事業者さんも同じ市民でございますので、そこら辺の啓蒙活動なんかも同時にお願いしたいところでございます。

これもまた、今後ね、4月に向けて、市内でも議論していただく中で、やはり一つちょっと風景が転換したといいますかね、政策の転換の中で、逆にこちらのリサイクルのほうをやはり着目できるいいチャンスでもあると思いますので、やはり市民一丸となってやれるような体制を市長を筆頭にして、ぜひつくっていただけないかなということで、要望で終わりたいと思います。

最後、4番目の質問ですけれども、遊歩道の説明、ありがとうございました。先ほど課長のほうからもありましたが、いろんなところで何か割と情報が、あっちこっちで情報が出ているというような中で、やはりこの情報の一元化、一つのところで下の遊歩道はこれですよということを全部一括して見せられるような、やっぱりホームページであるとか何かが必要ではないかな。それには、やっぱり多言語化に一応、対応している観光協会のホームページ

が一番適切かなという気もいたします。ですから、その辺の取組を今後、していただくことで、魅力化を促進するというか、発掘する。実際にある遊歩道の魅力がまだ外に伝わっていないというね、残念なところは、やはりこの情報の集約化と一元化と、そこでの多言語化というのが一つのポイントになってくるので、これもお願いしたいなと思います。

最後に、春日山遊歩道ですね、この春日山遊歩道に関しましては、これは避難路とセットアップというか、一緒に遊歩道になりますので、やはりあじさい祭り等でこちらのほうを使った、あるいは和歌の浦も併せて使ったウオーキングのイベントを、皆さんが集まる時にやっていただく。皆さんが歩いていただくことによって、草刈りも楽になるとか、そういうこともあると思いますので、遊歩道の整備、それから避難路の整備というのを市民の人たちと一緒にやっていただけるような、2年ぐらい前から観光協会のほうでも、写真を撮ったりして、春日山の遊歩道から見る景色がきれいだよというようなことを発信してくださっていますので、ぜひ、そこら辺をあじさい祭り実行委員会で御議論いただけないかということ、これまた要望で終わりたいと思います。

以上で終了いたします。

○議長（中村 敦） これをもって、7番 岡崎大五議員の一般質問を終わります。

◎議第64号の説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第64号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（高野茂章） それでは、議第64号 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

議案件名簿の1ページをお開きください。

最初に、本議案の根拠規定であります、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育・学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命すると規定されております。

また、同条第5項には、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮すること。さらに、同法3条の規定により、教育委員会は、教育長

及び4人の委員をもって組織することとなっており、本市におきましても、教育長のほか、男性委員が2人、女性委員が2人の計5名で運営されております。

委員の選任につきましては、教育長を除く委員4名を慣例により9中学校区で区割りし、それぞれの地区に配慮して任命しております。

提案理由でございますが、このたび、下田朝日地区選出の西川紀栄委員が、本年12月13日をもって任期満了を迎えるため、同法第5条第2項の規定により、委員の再任につきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

再任をお願いしたい西川紀栄さんは、下田市敷根にお住まいで、年齢は55歳でございます。

西川さんの主な経歴でございますが、令和元年3月に静岡県立下田南高等学校を卒業後、東京の印刷会社に勤務、平成4年9月に下田に戻られ、飲食店や被服販売店の勤務を経て、現在は静岡県のスクールサポートスタッフとして浜崎小学校に勤務されております。

西川さんは、現在、高校3年生と中学2年生のお子さんの2人の保護者でございまして、これまで下田中学校吹奏楽部の楽器演奏指導などの活動支援や、市内中学校統合に向けた学校図書館の図書整理のボランティアとして尽力いただいたほか、現在は下田小学校PTAボランティアグループホットドックの一員として、学校図書館環境整備や読み聞かせ等の活動に積極的に参加され、保護者の方々、地域の方々、教職員からも信頼も厚く、教育委員会委員として適任の方でございます。

以上により、西川紀栄さんを本市教育委員会委員として任命いたしたく、ぜひとも御同意を賜りますよう御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、同意をいただきました場合の任期ですが、令和7年12月14日から令和11年12月13日までとなるものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第64号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議第65号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第65号 下田市過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（平井孝一） それでは、議第65号 下田市過疎地域持続的発展計画について御説明申し上げます。

議案件名簿の2ページをお開きください。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、下田市過疎地域持続的発展計画を下記のとおり別紙により定めるもので、提案理由は、令和8年度から令和12年までの計画期間とする下田市過疎地域持続的発展計画を定めるものでございます。

計画の内容につきましては、議案説明資料にて御説明申し上げます。

お手数ですが、説明資料の1ページをお開きください。

ここで、議長から事前に許可を得ておりますので、この場で説明資料及び別冊下田市過疎計画地域持続的発展計画について、一部訂正をさせていただきます。

本日配付した正誤表を御覧ください。

訂正内容は、資料5ページ、計画終了年の訂正別冊計画書1ページ、17ページ及び32ページ

ジは数値の訂正でございます。

それでは、説明資料1ページをお願いします。

1、計画策定の趣旨について、概要を申し上げます。

なお、説明に当たり、過疎地域の特別的発展の支援に関する特別措置法を法とし、令和3年3月31日に失効した過疎地域自立促進特別法を旧法といたしまして説明申し上げます。

4行目をお願いします。

法は令和3年3月31日に執行した旧法に代わり制定されたもので、旧法では過疎地域の自立促進を図ることを目的としたことに対し、法では過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を図ることを目的としております。

なお、法は、令和13年3月31日に限り、その効力を失うとされております。

下田市は中段の11行目となります。

法8条の規定に基づき、令和3年度から令和7年度の5か年計画を計画期間とする過疎地域持続的発展計画（以下、計画といいます）を策定しました。今回、現行計画の計画期間が満了することになることから、引き続き、法に基づく財政上の特別措置及びその他の特別措置を活用するため、必要となる令和8年度から令和12年度の5か年間を計画期間とする次期計画を策定するものでございます。

2、計画策定の根拠。

法に基づく過疎地域持続的発展方針第7条過疎地域持続的発展市町村計画第8条等の策定は、努力義務とされております。しかし、法に基づく財政上の特別措置等を活用する場合には、引き続き、計画を策定することが求められております。

2ページをお開きください。

3、計画の位置付け。

静岡県過疎地域持続的発展方針及び同計画との整合性を図りながら、別冊本計画を策定するとし、位置付けは下記の図のとおりでございます。

3ページをお開きください。

4、本計画の策定方針。

(1) 関連する計画は法の趣旨を基軸とし、下記の計画との連携や整合性を図りながら策定を進めるものとしており、(2) 策定の基本方針は前期の各種計画と調整を図りつつ、第5次下田市総合計画で掲げた下田市の将来都市像、「時代の流れを力に つながる下田 新しい未来」の実現を目指すことを基本方針とし、第5次下田市総合計画の基本理念の下で

示した下記ア、美しく生活しやすいまちをつくるからエ、安全・安心なまちをつくるまでの四つのまちづくりの柱に沿って事業展開を図るものとしております。

4 ページをお開きください。

(3) 地域づくりの重点方針は、現在の第5次下田市総合計画は、第2期下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略と併せて課題解決に向け、取り組んでいるところでございます。特に人口減少や少子高齢化等、厳しい社会状況が続く中で、産業や地域経済の低迷等は一段と厳しさを増しており、下田市の新しい目標とともに状況を変える必要があるため、今回の計画策定に当たりましては、次に掲げるア、時代の流れを力に、イ、つながる下田及びウ、新しい未来の3点を重点方針とし、過疎地域から脱却実現に向けた施策を提示しております。

5、地域の持続発展のための基本目標でございます。

基本目標は、ア、人口に関する目標及び5 ページを御覧ください。

イ、財政力に関する目標は、前回同様の項目となっております。

ウ、その他目標では、新たに空き店舗開業件数を掲げております。

6、計画期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としております。

7、計画の基本構成。

今回、策定する計画の基本構成は、各主務省を通知及び総務省自治行政局過疎対策室通知に基づくものとし、静岡県過疎地域持続的発展方針及び同計画と整合を取り、5 ページから7 ページにかけての破線で囲んだ項目のとおり策定しております。

それでは、別冊の下田市過疎地域持続的発展計画を御用意、お願いいたします。

目次を3枚めくっていただいて、1 ページとなります。

1 ページから3 ページにかけ、策定の趣旨及び下田市の概況、4 ページから5 ページは人口及び産業の推移と動向、5 ページ後半から8 ページには行財政の状況、9 ページから10 ページは地域の持続的発展の基本方針、10 ページから11 ページは地域の持続的発展のための基本目標、11 ページには、加えて、計画達成状況の評価及び計画期間及び12 ページにかけ、公共施設等総合管理計画の整合とし、基本的な事項をまとめております。

13 ページから施策区分の方針となり、構成としまして施策区分ごと現況と問題、その対策、計画の順に整理しております。

13 ページから15 ページは住居定住・地域間交流の促進・人材育成として、前回同様、移住定住地域間交流の促進・人材育成を掲載し、15 ページの計画では、デジタルノマド・誘客事業・グローバルCITYプロジェクト・下田市SURF CITYプロジェクトなどを追加、

16ページから24ページには、産業の振興として、前回同様、農業・林業・水産業・商工業・観光業・地場産業の振興、企業の誘致、事業の促進を掲載し、22、23ページの計画では、農業農村整備事業、23ページにクルーズ船誘致事業、法制限保護管理施設整備事業などを追加しております。

25、26ページに、地域における情報化として、前回、電気通信施設等情報化及び住民の情報活動を今回、デジタル化の推進に変更しております。

27ページから31ページには、前回同様、公共施設の整備、交通手段の確保として、幹線道路・市道・林道海・海上交通ネットワーク・港湾・公共交通を掲載、32ページから37ページには、生活環境の整備として、前回同様、水道施設、下水処理施設、廃棄物処理施設、消防救急施設、防災防犯施設等・公営住宅・水道水源保護を掲載し、36、37ページの計画では、ごみ収集車両等更新事業、37ページに、ドローンによる防災対策事業を追加しております。

38ページから41ページには、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進として、前回同様、次世代育成支援、高齢者の介護、保健及び福祉、障害のある人の支援、福祉活動の支援を掲載し、41ページの計画では、介護老人保健施設建設改修事業、在宅障害者救護事業などを追加しております。

42、43ページに、医療の確保として、医療施設、前回、新型コロナウイルス感染症対策を今回、新型感染症等パンデミック対策に変更し、43ページの計画では、下田メディカルセンター整備事業、新型感染症対策事業を追加しております。

44、47ページには、教育の振興として、前回同様、学校教育関連施設、集会施設、体育施設等を掲載し、46、47ページの計画では、脱炭素推進事業、給食センター整備事業、都市公園施設の整備事業等を追加しております。

48、49ページに、集落整備として、前回同様、コミュニティー及び交流活動施設を掲載、50、51ページに、地域文化振興等として、前回同様、地域文化振興施設、歴史伝承事業を掲載、52、53ページには、再生可能エネルギーの推進として、前回同様、再生可能エネルギーの活用検討を掲載、54ページには、その他地域の持続的発展に関し、必要な事項としまして、基金の積立てに関して記載しております。

なお、最終54、55ページは、事業計画のうち、ソフト事業である過疎地域持続的発展事業分を再掲載しております。

なお、今後の予定でございますが、本定例会において市議会の議決を得ましたら、下田市過疎地域持続的発展計画として国へ提出する予定としております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第65号 下田市過疎地域持続的発展計画についての説明を終了いたします。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

ここで、暫時休憩します。

午後 1 時57分休憩

午後 3 時24分再開

○議長（中村 敦） 貴重なお時間をいただきてしまいました。議長としておわび申し上げます。

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、報告の件がありますので、局長補佐をして朗読させます。

○局長補佐兼庶務係長兼議事係長（佐藤政年） 朗読いたします。

下総総第198号。令和 7 年12月 4 日。

下田市議会議長、中村 敦様。静岡県下田市長、松木正一郎。

令和 7 年12月下田市議会定例会提出議案の原案訂正について。

このことについて、下記のとおり訂正したく申し入れます。

記。

1、件名。

議第64号 教育委員会委員の任命について、議第65号 下田市過疎地域持続的発展計画について、議第66号 下田市民文化会館の指定管理者の指定期間の変更について、議第67号 下田市民スポーツセンターの指定管理者の指定期間の変更について、議第68号 敷根公園の指定管理者の指定期間の変更について、議第69号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議第70号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第71号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議第72号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議第73号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第74号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議第75号 令和 7 年度下田市一般会計補正予算（第 5 号）、議第76号 令和 7 年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、議第77号 令和 7 年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、議第78号 令和 7 年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）。

2、訂正箇所。

別紙のとおり。

3、訂正理由。

議案番号に誤りがあるため。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ここで、暫時休憩いたします。

ただいまより議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

午後3時26分休憩

午後3時44分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほど市長より議第64号 教育委員会委員の任命についてから議第78号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第2号）までについて、原案訂正の申入れがありました。

お諮りいたします。

この際、原案訂正についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議がないものと認めます。

よって、議第64号から議第78号までの原案訂正について日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

当局の説明を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎） 貴重な時間を費消いたしまして、大変申し訳ございません。

ただいま議長がおっしゃったとおり、原案訂正の申入れに対して御了承いただきまして、お礼申し上げます。

今般の議案の訂正は、議第64号 教育委員会委員の任命についてから議第78号 下田市公共下水道事業会計補正予算についての合計15件について、議案番号を訂正するものでございます。御迷惑に深くおわび申し上げるとともに、今後、チェックの徹底を努めてまいります。詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 論） 大変お時間を取らせてしまいまして、誠に申し訳ございませんでした。

先ほど市長から御説明がございましたとおり、議案番号に誤りがございました。前回、9月定例会で追加議案として提出しておりました議案との番号の重複がございまして、見落としてしまいました。大変申し訳ございませんでした。

ただいまの議会運営委員会で、この議案の取扱いでございますけれども、全て1号ずつ番号を送りまして、既に議決をいただきました議第64号の教育委員会任命以降につきまして、全て1号ずつ繰下げで読み替えていただくということでお願いを申し上げたいと思います。

なお、議案件名簿につきましては、正しい番号に付したものをただいまお配りさせていただきましたので、そちらのほうに差し替えということでお願い申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

議第64号から議第78号までの原案訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、原案訂正については、これを承認することに決定いたしました。

ここで、会議時間を延長いたします。

ここで、休憩します。4時まで休憩します。

午後 3 時48分休憩

午後 4 時00分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第66号 下田市過疎地域持続的発展計画についてに戻りたいと思います。

本案について当局の説明は終わっております。

本案に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） まず、説明書の2ページの、議案第65号の説明資料の1ページから2ページに続いている参考のところでございますけど、過疎地域の持続的発展市町村計画の法第14号地方財政云々と5号に掲げる経費に該当しないものについても地方債をもって財源とすることができるかと記載がされていまして、地方財政法の第5条に掲げる経費に該当しないものについて云々とそこに書いてありますが、そうしますと、ここで、地方財政法の5条に定めるところの、該当しないものについての事業というのは何であるのか。この発展計画の令和8年度から令和12年度の55ページに、今年度の事業計画と申しますか、令和8年度から12年度の事業計画、ワーケーション・デジタルノマドから云々と記載がございますが、この表によって、いわゆる財政法の適用にならない事業はどの事業だということをまず、お尋ねしたいと思います。

それから、次に、この基本計画の2ページに、経済条件の要件というところですね、本市の基幹産業は観光業を基盤としていると。基盤としていることの意味は、どういうことを意味しているのかということについて、2点目としてお尋ねしたいと思います。

それから、お手元に静岡県の地域経済計算という、これは県が発表している統計でございますが、その一部を抜き出しまして、御案内のように、市内の総生産がどういう数字になっているか、生産と分配と消費というこの三つの観点から統計はできているようでございますが、その中の生産部門を引き出した数字でございます。この表を開いていただきますと、一番左側の16と書いてあるところが下田市でありまして、上の欄の10の宿泊・飲食・サービス業というこの欄が恐らく観光業を中心とした数字ということになるかと思うわけであります。

その数字を見ますと、80億2,900万円だという数字が10のところにあるかと思えます。それなら、この下田市内における一番生産力を上げている業種は何だ、こう見て見ますと、13の不動産だと。132億100万円だと、こういう数字があろうかと思えます。そして、その15の公務を見ますと、80億5,800万円ですから、下田市の観光業よりも学校の先生や皆さんや公務員の給与等々を示していようかと思えますが、その数字が80億5,800万円だと。そして、1番は、したがって、不動産だと。2番は、17の保健衛生費だと。88億6,000万円だと。

こういうことで行きますと、多くの人が観光産業に携わってということは言えるのかもしれませんが、下田市の基幹産業という言い方はいかなものかと。産業の中心の一つであることは違いありませんけども、私は、やはりそういう意味では、市民にとって、医療や福祉がどうサービスされているかということが、この下田市の経済を支える、観光よりも大きな柱になっているんだということが、数字的にも言えるのではないかと思うわけです。

県が発表しているデータですから、こういうデータを見て、この計画はつくられているのかと、観光基盤としている、基盤としていないと言い切れませんが、観光一本やりというような考え方ではいけないのではないかと。そもそもの総合計画や、この過疎計画についても、その基本的なところを根本的にデータに基づいてきっちりと見直すという必要が私はあるのではないかと思います、2点目として、そのことについての見解をお尋ねしたいと思います。

それから、33ページを見ていただきますと、計画の33ページに、廃棄物処理施設について、32ページから33ページに、現状分析ということで問題点として書かれております。特に18年度に南豆衛生プラントで汚泥処理クリーンセンターを建設し、運用を行っており、今後も適正な維持に努めていく必要があると、こういう具合に言っているわけですが、適正な維持というのはどういう意味なのか、何が問題だと考えて、適正な維持が必要という具合に考えているのか、お尋ねをしたいと思うわけでありませう。

そして、その前に戻りまして、この広域のごみ処理施設がこういう事態になったということで、新たな連携方法の検討が必要だということがここで書いてありますが、新たな連携方法というのは何を意味しているのか。この表現では内容が分かりませんので、お尋ねしたいと思います。

それから、この消防救急の同じ33ページの消防救急施設の中で、特に第一次救急、第二次救急についてでございますが、いつもドクターや看護師さんが不足しているという、こういう状態で第二次救急病院だといいいながら、そこに麻酔医等が常駐しておりませんので、手術ができないような事態が生じていようかと思いますが、実態的には、これは国から来る交付金というんですか、補助金等々で賄っているのであって、実態がより一層、第二次救急や救急病院が、特に下田メディカルセンターが充実されていくという体制になっていないのではないかと思うわけですが、そこでは、第三次救急との連携医療の集約化や役割分担が課題となっているという、こういう指摘をされておりますが、これは具体的にはどういうことなのか、お尋ねしたいと思います。

それから、35ページの下から2行目に、広域避難場所や広域受援拠点として、旧グランドホテル跡地、伊豆縦貫自動車道のインターチェンジ周辺における防災拠点の整備を推進するという具合に書いてございますが、私は旧グランドホテルの跡地が防災拠点になるなんていうのは、とんでもないことだと、なり得ないという具合に考えております。

そして、下田市の公共経営改革に向けた実行計画におきましては、今後の基本方針としまして、第一に歳出を抑える緊急かつ最優先の取組として、歳出の抑制を図るという具合に書いてございます。私は、歳出の部分で、大きな歳出をしているのは、例えば庁舎であるとか、広域の焼却炉であるとか、そういう当局者が呼びかけた箱物、大きな事業が大変な実態的には無駄遣いをしていると。そこに一番の歳出抑制をする問題点の中心があると、こういう具合に考えております。そういう考えからいけば、グランドホテルの跡地を避難場所として進めていくんだというような計画はいかがなものかと。そんな場所ではないのではないかと、こういう具合に思っていますので、これらのグランドホテルの跡地を避難場所としてやっけていくんだというようなこの記載は疑問を感じておりますので、削除していただきたい、こういう具合に考えるものであります。

次の36ページの公営住宅につきましても、既存の市営住宅の改修を進めるほか、民間物件の活用等新たな方策を検討するという具合に書いてございますが、方針としては、文案としては、こういうことになるかと思いますが、具体的にはどういうことを検討するということになるのか、お尋ねをしたいと思うところでございます。

それから、53ページでございますが、52ページから53ページにわたります再生可能エネルギーの活用の検討ということで、ぜひとも、これは推進をしていただきたいと思っております。この庁舎や、既には認定こども園の一部で公的にも設置がされているところと思っておりますが、53ページの再生可能エネルギーの推進事業を進めるんだと、下田市民間事業者との二つの事業者が記載がされておりますが、具体的に、これも何をどのようにお考えになっているのか、お尋ねしたいと思います。

取りあえず、以上でございます。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） まず、説明資料の過疎地域市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業である事業または観光もしくはレクリエーションに関する政策に対する出資及び次に掲げる整備につき、市町村が必要と経費については、地方財政法第5条5項に掲げる該当しないものについても、地方債を財源にできる、これにつきましては、第14条におきまして、い

わゆる、ずっと繰り返しになる部分がありますが、政令で定める出資及び次に掲げる施設整備につき、当該市町村が必要とする経費については該当できるという旨をうたっております。例を挙げますと、交通の確保または産業振興を図るために必要な政令で定める市町村道、農道、林道、漁港関連事業等々になります。漁港港湾とか地場産業に資する施設を政令で定めるものといひまして、今回、様々な施設の整備事業計画を上げているところでございます。

観光につきましては、基盤産業——主要な産業であるということは、議員も理解しているところでございます。そういった中で、この計画においては様々な観点から項目を挙げ、今回の過疎の地域の維持に向けて、御覧になって分かるように、産業振興としましては、農業・林業・水産業・商工業・観光業・地場産業の振興、企業の誘致・企業の促進という様々な課題と対策を挙げております。繰り返しになりますが、観光を基盤としようとしていることは、明らかに下田市にとって事実であるということを書き記述させていただいた上で、様々な事業については展開を図っていきたいという計画になっております。

私からは、以上です。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） すみません、環境対策課のほうから、33ページ、御指摘の南豆衛生プラントの部分とごみ処理の新たな連携の部分のお話でございますけれども、その適正な維持で今、何か問題があるのかというお話でしたけれども、こちらは記載のとおり、平成18年度に供用開始をしまして、今、19年目になりますので、老朽化が進んでおります。こちらが、その老朽化に対して適正な維持を行って、継続したし尿処理をしていかなければならないという問題があるというのが、まず、プラントのほうの話になります。

ごみ処理のほうの新たな連携方法の検討の話につきましては、1市3町の組合が一旦、破綻はすることになりますけれども、1市2町をはじめとした様々な連携の方策というのを今、検討している最中ということでございます。

私からは、以上でございます。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 私のほうからは、グランドホテルの関係と公営住宅についてお答え申し上げます。

グランドホテルにつきましては、所有者不在の危険建物が放置できないということから、市で購入して、公園との一体化とか、津波や避難場所の不足している大坂区や弥七喜区とかの避難場所としての活用も求められているところです。

歳出を抑えるという関係ですけれども、今年度は国の官民連携に採択されて、今現在、国の支援を受けながら、官民連携の事業化に向けた整備パターンをつくっていただいているところです。年が明けて、1月の下旬に、官民連携事業に関心のある民間企業へのサウンディング調査を予定しているところですので、民間企業の活力を取り入れることによって、市の負担を最小限に抑えて、そういったことから、その事業自体の事業評価・効果をしっかりと測定してしっかりと検討して、事業について今後も含めて検討していきたいと考えております。

また、公営住宅につきましては、下田市営住宅長寿命化計画というのが策定しております。老朽化の著しい丸山住宅の順次廃止・改定を進めるとともに、現在、使用している河内住宅や大沢住宅のほうを長寿命化できるように、計画的に修繕して維持管理に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） 答弁漏れで、55ページの過疎地域持続的発展特別事業分のことで、こちらについては、端的に申し上げますと、通常では地方債で活用できない事業のソフト事業分について、この過疎計画を立てることによって認められるものでございます。こちらについては、財政力が弱く、当該年度の一般財源による持続的発展に資するソフト事業が十分できない市町村において配慮されている計画でございまして、財政力指数等々に基づいて算定式がございまして、下田市においては、最低限度額の今現在、3,500万円になっているかと認識しております。

以上です。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（芹澤直人） 私のほうから、計画案の33ページのほうの、消防救急施設のところで、課題のところについての御質問がございましたので、それについてでございますが、今、第二次救急医療につきましては、救急体制が30分以内の搬送の割合については、ほぼ100%近く受入れができるような体制が整っているということで、問題は特にないかということなんですけれども、ここに書いてございますように、第三次救急医療の医療機関、が、市外、車で救急車での搬送でも1時間ぐらいかかってしまったりということで、ドクターヘリの活用などもしているようなアクセスの問題があるというところで、この辺りが課題になっているということでございます。

それと、これから先、人口減少によりまして、医療機関が体制が変わっていくということもございますので、その辺りが課題であるというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） 度々、申し訳ありません。最初の質問で、ちょっと私の説明に誤解があると思いますので申し上げますと、通常、経費に該当しないものということで、こういった先ほど言った整備事業、交通の確保等々、市町村道・農道・林道等の整備に関して、ハード整備以外の、先ほど言ったソフト事業が、通常では起債の対象にはならないけれども、ここで計画に上げることによって対象となる旨です。失礼いたしました。

加えまして、通常では起債としていない市道の維持工事、そういったものを計画に上げることによって、対象となるものでございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 基本的には、やはり観光が中心だというだけではなくて、実態的には、この地域の人たちが暮らし向きに必要な医療や介護の問題、福祉の問題が、生産面においても生活を支えているんだということが、この県民の市町内の総生産、下田市のGDPというからいっても、数量的に明らかになっているんだと思うんです。ですから、やはり観光中心ではなくて、保健衛生も大きな事業展開をしていくということは、私は必要だと思うわけです。既にそういう意味では、南伊豆町は杉並区との施設をつくるというようなことも事業展開がされているところだと思いますが、そういう発想が、残念ながら、この事業計画の中に指摘がされていないということを根本的な私は欠陥だと思いますので、まず、その点を指摘をしておきたいと思うわけでありまして。

それで、33ページの廃棄物処理施設の件ですけど、新たな連携方法の検討が行われる、1市2町で今、検討しているんだということでございますが、そうしますと、具体的にはどういうことを検討しているのか。そして、適正な維持管理が必要だというこの南豆衛生プラントにつきましては、炭化施設の老朽化というようなことが中心であろうと、内容的にはそういうことが中心だろうと思うんですが、炭化施設を改修してやるという計画で進むのか、あるいは、そういうものをやめてしまって、下水道の処理と連携をするような方策も考えられているところかと思うんですが、それらの大きな方向づけというのはどうなっているのかという点をお尋ねをしたいと。議論として、そこまで進んでいないと言われれば、そういう御答弁でも致し方ないと思いますが、ぜひとも進めていただきたい。

そうしますと、55ページの、一番最初のワーケーション・デジタルノマドの推進事業、移住促進対策事業あるいはサーフ事業、大学連携事業、ここに書いてある四つの事業は、一般の地方財政法に伴う起債の対象ではあるのかなのか。公的なものでなければ、ワーケーション・デジタルノマドの推進事業というのは、施設を考えているのか、その内容を考えているのか知りませんが、ここに出ておりますので、といいますのは、やはり過疎債が有利な起債であるので、これを使い勝手がいいからといって、いっぱい使われては困ると、大変なことになるという、どこでその歯止めをかけるんだということが出てこようかと思うわけです。地方財政を定めている市債以外のものも、この過疎債で借り入れるんだ、これは大変有利なところだと思いますが、そうしますと、その有利な項目は、この55ページのどこの部分に当たるのかということが、やはりチェック項目としてチェックさせていただかなければならないと、私はこう思うわけです。ところが、概念の説明をいただきましたけども、具体的にここに書いてある事業のこれとこれは適用しますよと、過疎債の適用ですよと、ほかの起債の適用ではございませんよと、こういう区分を今、お答えできないのであれば、後ほど検討して、こうですよという御返答をいただきたいと思うわけでございます。

それから、やはり、この35ページのグランドホテルについては、民間の活力でどう使うかということを検討しているんだとすれば、これは防災拠点の整備を推進するということにはならないわけですから、そういう意味合いではないことになるわけですから、いずれにしても、この旧下田グランドホテル跡地を防災拠点の整備を推進するというようなこととは答弁が違うわけですから、これは文章を削除していただきたい、こういう具合に思いますが、いかがでございましょうか。

それから、民間物件の36ページですが、物件の活用と新たな方針を検討する、これは私もこういう具合にしてくれと言っているところですので、ぜひとも、こういうことも検討していただきたいと思うんですが、民間物件の活用と新たな方策を検討するということですので、具体的にはどういうことを考えているのか、まだ検討中で答弁ができるという状態ではないのかどうか、お尋ねしたいと思うわけであります。

ですから、やはり過疎債を使い過ぎないというチェックは、どこでどういう具合にチェックをしようとしているのか、こういう御説明もいただきたいと思うんですが、そういう制限というのは、どういう形でお考えになっているのか、重ねてお尋ねしたいと思います。

130億円あるのを110億円にするよという計画で言えば、そういうことが必要かと思うわけであります。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志） 55ページの過疎地域持続的発展特別事業ワーケーション・デジタルノマド推進事業とあるというお話がありましたので、ちょっと私のほうで答弁させていただきたいと思います。

こちらは、54から55、56ページにつきましては、先ほども企画課長が申し上げたとおり、過疎債におきますソフト事業と、特別分というものに当たります。通常の地方債につきましては、国でいうところの建設国債、臨財債等を除いては、そういったハード事業、決められたものにしか充てられないという形になります。過疎債につきましては、こちらの計画に基本的に乗っていただくと借りられると、対象となるという部分でございます。なおかつ、この54ページ以降につきましては、ソフト分ということで、ソフト分ですので、建設事業、ハード事業ではないんですけれども、こちらに載っかっていれば、基本的には、例えば委託であったりあったり、イベント等であったり、直近で言いますと、あと、令和5年度に基金をつくったものですから、下田市におきましては、全てのソフト事業、一旦、基金に積ませていただいて、基金から取り崩して充当するという形にはなっておりますけれども、それ以前には、例えば中学校の統合のバスの補助金等に充当していたと、そういったもの等がございます。ですから、こちらにつきましては、そういった事業であるという部分です。

ソフト事業につきましては、のべつ幕なしに借り入れるというものではなくて、先ほども企画課長がおっしゃったとおり、3,500万円、現時点の基準におきましては、通常、年間3,500万円という上限がございますので、そちらの以内しついでか借りたくても借りられないという形になっているものでございます。

あと、通常のほかの過疎債につきましても、国として非常に70%が交付税で措置されるというものでございますので、発行の総額については、国のほうが総額をコントロールしているという部分でございますので、それが県等に配当されて、各市町の要望によってというものでございますので、そういった状況であると思いますし、もちろん、発行の額につきましては、議会のほうに必ず予算として計上した後でないとは借りられませんので、当局及び、市議会、こういった場で十分コントロール可能なものというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） 今、産業振興課長より、私より分かりやすい説明があったと思いますので、そちらをちょっと制度の仕組みとしては参考にさせていただければと思います。

それで、こちらの全体的な話としまして、この過疎事業債は、持続・維持に向けて下田市が今後どうしていくかという可能性を秘めて、あらゆる幅広に計画を取らせていただいて、起債させていただいております。先ほど産業振興課長からもありましたけど、当然、今後これを活用するに当たっては、当然、議決をへて充てていくこととなりますので、そういったところで議員様に対しては審議いただきたいと思っております。繰り返しになりますので、本当に今後の可能性も踏まえた中、幅広に計画を掲載していただいているところでございます。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 実は、沢登議員が最初に御指摘になったことは、私も実は疑問に思っていたので、それで私はその後、ちょっと調べまして、自分の誤解は解けたので、これをお伝えしようと思って手を挙げました。

議員が提示なさった県の経済統計、これGDPが分野別にあるんですが、こうしたデータサイエンスはやっぱり落とし穴があるなど、注意しなきゃいけないなど、今回しみじみ思ったんです。

議員、おっしゃるとおり、観光の数字が非常に低いんですよ。これは、この時点を見ていただくと分かるんですが、令和4年度と書いてあるんです。実は、令和5年5月にコロナが5類になるまで、観光というのは物すごいダメージを受けているんです。だから、これは瞬間風速として低くなった年の数字なんです。ここをちょっと御理解いただいたほうがよろしいかと思います。私もおかしいなと思います。

一方で、公務というのが高いというのは、これはちょっと下田の一つの特色で、観光をメインとするこの周辺の賀茂地域全部の、位置的に交通の面、様々な面から下田に公共機関が集積しています。つまり、公務でさえも観光にひもづいているというふうに言えます。さらには水産業をはじめとした1次産業も、観光客の皆さんが食べてくれるからこそ活発になっています。こうしたことから、観光が基盤だというのは、あながち間違っていないというふうに私は考えます。

それから、グランドホテルについて、災害拠点にはなり得ないだろうとおっしゃった、私もそのとおりだと思います。しかしながら、ここには避難場所というふうな表現もございます。避難場所、それから拠点としてグランドホテルやインター周辺がある、こういうふうに書いてございます。グランドホテルは避難場所として有効であるということを議会で御説明し、それに対して皆さんの御承認をいただきまして、取得することができました。先ほども春日

山遊歩道の活用についてのお話もございました。とは言いながら、私も拠点にならないと思うんですが、一時はあそこに新庁舎を持ってくるべきだという御意見がいろんなところから出されたということも私は記憶にあります。

こうした様々な市民の意見、あるいはデータ、そうしたものを踏まえた上で、それなりにこれはみんなで検討してつくったものでございますので、どうか御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） これで終わりかな。この35ページのちょうど真ん中頃に、津波浸水区域内に位置する下田地区消防組合の浸水区域外への移転を見据えた計画ということは、私もある意味では必要かと思うわけですが、そうしますと、旧町は浸水地域であるので、公的機関は、例えば小学校についても置いてはいけないという、こういう考え方になれば、全くまちづくりができないという、こういうことにもなってしまうと思うわけでありますが、どのような考え方をしているのかと。私は、ある場合には、今の消防組合のところにおいて浸水対策が可能であれば、別に移す必要はないんじゃないかと、こういう議論ももう必要ではないかと思うわけです。そういう意味では、公共施設を浸水区域だから全て高台に持っていくんだという、こういう発想は、一方的なそういう発想では、まちをつくっていく上でいかなものかという具合に思うところがあるわけです。それらの点について、どうお考えになっているのかお尋ねをしたいと思います。

それで、あともう一つ、何だっけ。44ページの公民館あるいは図書館について、移転のことがここで記載がされておりますが、早期の整備推進の方針の決定が望まれるということでございますが、どういう形でこれを決定していこうとしているのか、この図書館等については何回も、一定の、例えばこの庁舎内の中に図書館をつくったらどうかとかというようなことの提案もあったかと思うわけですが、公民館・図書館について整備の方針が望まれ、ここに書いてあるとおりかと思いますが、どのような形でこれらを審議して決定をしていくつもりなのか。こういう公共施設の整備にどうしてもお金がかかって、財政破綻を来す、市民の合意を取ることがなかなか困難で、途中で発射してしまって結局、無駄な金を使うという、こういうことが下田のこここのところの経緯を見ていると、繰り返されているのではないかと思うわけです。そういう繰り返しがないようにするためにも、図書館は必要な施設でございますので、早急につくっていただきたいし、住民の合意がきちりといただける

ような方策を取っていただきたいと思いますが、どうお考えかお尋ねをいたしたいと思いません。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） まちづくりの全体的な話を私のほうからさせていただきます。

浸水被害に対してどうやってまちづくりをしていくのかにつきましては、浸水でありながら、下田市がまず、進めたことは、避難対策を進めてハード整備もやるところもありますが、避難対策をやっていこうというところで、町なかで言えば、本当に民間の所有地も協定とかを結んで承諾をいただいて、避難地にしていく。まず、逃げること、そうした中で、まちづくり、浸水想定というのは1,000年に一度とか、そう言われているものでございますので、ハード整備だけではなく、ソフト事業も対応してまちづくりをします。

まちづくりを進めていく中で、今、課題となっている今回の特徴としましては、目標値にも空き店舗の開業件数というのも上げております。その空き店舗を活用するのは、町なかに限っているわけではありませんが、多くの方は町なかの空き店舗を利用して、かなりの数が開業されていると思います。ですので、下田、全体的に言いまして、津波・浸水被害にも、土砂とか様々な危険な区域があります。そういった危険を踏まえた中で、皆さんとどうやってまちづくりをしていくかということは、常にわたしの避難計画とか、そういうのをつくりながら、市民とも協議を重ねていた技術もございます。そして、市民と協働してまちづくりをしていきたいというのは、今回の過疎地域の中にもちょっとここに書いているか分かりませんが、協働してやっていきたいという旨も記載されているところでございます。

○議長（中村 敦） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（増山順一郎） 私のほうからは、図書館の整備の状況につきまして、また、考えにつきまして御説明させていただきます。

図書館につきましては、沢登議員がおっしゃるように、非常に老朽化が進んでいる、また、利便性も非常に低いということで、それが貸出し冊数の低下につながっているという部分がありまして、これについては、一刻も早くやっぱり改善したいということで動いているところです。

令和4年から、図書館の未来プロジェクトという形で様々なワークショップであったり講演であったりとかということで重ねてまいりまして、ようやく市民の皆様が望むような図書館、それは居場所づくりだったりとか、あるいはまちづくりに貢献するような、そういったものを望まれているということが見えてきたところです。

今般、補正予算で計上させていただきますけれども、図書館の基本の構想の部分についての委託費用を今般、計上させていただきますと思っておりますが、やはりそういった町なかのにぎわいの創出だったりとかという部分を重視した中で、我々としましては、中央公民館との複合化といったものが、経済性であったりとか、あるいは立地だったりとか、それから、そこにあるソフト事業についても、これから先の人口減を踏まえた中でも非常に有効であるということで、そういった形で、また市民の皆さんの意見を集約する形で構想をつくって、スピード感を持って進めたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（藤井数仁） 35ページの浸水区域内の下田消防署のお話ですけれども、企画課長から再三申し上げているとおり、この計画自体が幅広い取り方をしているというところに尽きるんですけれども、基本的に、本署が下田にある中で、今後、建て替えが必要になったときに、所在する市、自治体のほうで土地を準備せよという、そういうような取決めがあるというふうに伺っていますけれども、今後、下田市としては、土地を準備するという中で、これからまた議論が今、少しずつ始まっているところですが、その中で、またもろもろ、検討していく中で、幅広いその中で、いろんな可能性を含めて決めていくものだというふうに考えていますので、また御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 議案説明資料の3ページのほうから、御質問を合計3点させていただきますと思います。

繰り返し、今後の可能性を含めた幅広い事業計画とされているという説明をいただいておりますが、しかしながら、この3ページの上段に記載のとおり、上位計画・総合計画であったり総合戦略との整合性というのは必要になってくると思われま。同時期に計画が策定されている中、第5次下田市総合計画後期基本計画と、下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略、こちらの説明であったり、重点的な数値目標というものがまだ議会のほうに正式に説明がされていない中で、この過疎地域持続的発展計画にも掲げられている令和12年度目標が正当なのかどうかという審査ができかねる今、状況だと思えます。

当初、10月15日の下田市議会全員協議会では令和7年10月末から11月中旬にかけて、議会

と市民向けの意見交換会を2回ほど実施するというような説明をいただいておりますが、こういったちょっと情報提供はないという中で、今、議会が把握しているのは、同日に配られた検討案（修正）というものでございますので、まず、その点を議会のほうにしっかりと説明いただきたいということで、総合計画・総合戦略の説明のほうをどうお考えかお尋ねしたいと思います。

もう1点が、議案説明資料の3ページ及び個別の発展計画案の10ページのほうを御覧いただきたいと思います。

具体的な基本目標数値に掲げられておりますが、この出典については、発展計画案のほうですと、第3期下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略、第5次下田市総合計画後期計画である一方、議案説明資料のほうですと、下田市総合計画であったり第2期下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略ということで、既に策定済みのものと読み取れるような表記となっておりますが、こちらは、どちらが基礎となる計画であるのかお尋ねさせていただきます。これが2点目です。

3点目が、発展計画案の10ページから11ページにかけて、それぞれ基本目標数値が掲げられております。現在、私が知る限りの将来人口ビジョンや、既に配られた総合計画後期基本計画検討案（修正）を読ませていただきますと、人口については令和12年度が1万6,882人ということで、こちらも将来人口ビジョンが変わったのかどうかというところが、疑問が持たれます。

次に、出生数についても、総合計画・総合戦略の検討案（修正）では70人になっておりますので、ここの2名の差も疑問が残ります。また、観光交流客数についても、検討案のほうでは具体的な数字表記がありませんでしたが、令和5年度の数値は117万人ということで、ここら辺も観光交流客数というものがどういった指標を基に数値目標を掲げられているかというところで疑問が残ります。

また、ふるさと応援寄附件数についても、1万6,600件というような検討案での表記がございますが、この2,400件の差についても疑問が残るところです。

次に11ページの財政力に関する目標ということで、経常収支比率については妥当かなと思いますが、将来負担比率、実質公債費比率については、現在、公共経営改革ということで、同じ6年後の目標ということで、先ほど岡崎議員の一般質問の中でも説明があったと思われませんが、最終年度における財政調整基金残高10億円以上、最終年度における地方債残高110億円以下、単年度の地方債発行が平均で5億円から6億円という表記になっておりますが、

こちらに起債の将来負担比率100%、または実質公債費率10%というものを令和6年度決算における充当可能財源と、また、標準財政規模算入公債費等を参考に割り返した場合、将来、負担比率100%ちょうどの場合、今よりも28.5億円の起債が残るという計算になりますし、実質公債比率も10%以内で割り戻しますと、今よりも年間当たり2億円の公債費というような数字をはじくことができますが、市民の皆様は公共経営改革とうたいながら、過疎地域持続的発展計画の中では、このような緩い数値を表記するという事は、整合性が取れないのではないかなと思いますが、その点の考え方について御質問をさせていただきます。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） まず、総合計画と総合戦略については、現在、改定の作業を進めている中で、ある程度決まった数字、まだこれからちょっと調整しなければならない数字等もございます。そういった中ではございますが、今回、固まっている人口については、新たな今、改定中の将来の人口ビジョンの数値を用いて行っております。

あと、観光客数とか、ふるさと応援寄附件数については、前段としまして、人口や社会増減、出生数につきましては、今回、社人研の推計値を基に、現実的な数値をとということで、最新の動向の推移を載せています。とは言いつつ、今回、過疎持続発展計画で、将来の下田を維持していくという観点から、観光交流客数、ふるさと応援寄附件数については、ちょっと大きな高い目標を立てております。

ふるさと応援金については、総合計画におきましても、目標値を当初、1万6,600件でした。それを1万9,000件に今、修正して審議を進めているところでございます。今回、そういった中で固まった数字、改訂中ではありますが、ある程度固まっている数字を今回、目標値と掲げております。細かい目標値等々につきましては、まだ審議中というところもあり、議員の皆さんと意見交換に至っていないところでございますが、御理解を得たいと思っております。こちらについては法定計画ということもあり、国への提出等々、義務づけがありますので、こちらが先行している形になっておりますが、そこはちょっと御理解の上、改定中の総合計画・総合戦略との整合性を併せて、今回、策定させていただいているところでございます。

またありましたら、指摘してください。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） 11ページのほうの財政力に関する目標の部分の数値でございます。

経常収支比率の目標値、90%以下については、一般的に90%を超えると、財政の硬直化が

進んでいるというところで、江田議員のほうも納得できる数字だということでした。それから、将来負担比率、こちらについては、まず、現状値、令和6年度で50.8ということで、100%以下というので、1年分、起債の部分、いわゆる市債の残高が負担する部分というのが、1年分の収入に匹敵するぐらいというところになると思います。現実的には、こういうような状況になることはないというところでございますが、前回の計画を引き継いだ形で、これには公共経営改革の取組の部分が反映はしていない数値目標値、そういう形になっていますから、実質公債費比率のほうも同様に、国のほうの早期健全化基準で行きますと、25%というところですが、それよりも低い10%以内という形で設定させていただいているものとなります。

以上です。

○議長（中村 敦） よろしいですか。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 10月15日の市議会の全員協議会では、過疎地域持続的発展計画の、こちらの案を配っていただいております。今回、議案の附属資料として配っていただいた資料と比較しますと、若干数字が変わっている部分もございましたので、パブリックコメント等を踏まえ、修正した点については、また委員会審査の中で御説明いただきたいと思っております。

あと、確認になりますが、発展計画案の10ページの、第3期下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、第2期計画を1年延長するという認識でございますが、こちら辺の表記の仕方もまた委員会審査の中で詳しく説明いただきたいと思っております。

議案説明資料3ページでは、第2期下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略と記載がございますので、確認をお願いしたいと思います。

次に、計画案の11ページ記載の、将来負担比率・実質公債比率については、早期健全指標にはまだまだ余裕があるというところでございますが、公共経営改革の中では、やはり将来的な負債の部分の目標数値を掲げている中で、どうしてもこの将来負担比率100%ということは、今よりも借金が増えているということ、目標値が以下という表記になっておりますが、その整合性は取れていない部分かと思っておりますので、実質公債費比率についても10%以内ということは、今よりも単年度の公債費の率が上がっているということですので、公共経営計画で掲げた現在、10億円程度のものを5から6億円にするということとは、全くかけ離れた目標数値設定となっておりますので、ここの数値は、どちらか公共経営改革計画を見直すのか、この過疎地域持続的発展計画を見直すか、どちらかしっかり整合性を取る必要があるか

と思いますので、また委員会審査の中で詳しい説明をいただければと思います。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 何点か質問させていただきます。

まず、4ページの人口及び産業の推移と動向というところの一番最後の部分ですけれども、産業構造の中心が観光産業を中心としたサービス業であることから、当面は現在の状況が継続することが推察されるが、地域の総合的な振興に向けてバランスの取れた取組が求められていると言えるというふうな記載になっております。これ、いいような悪いようなというような表現かと思うんですが、バランスの取れた取組というのは一体何なのか、ちょっと分かりにくいというような気がします。じゃあ、バランスで農業と製造業とサービス業のバランスを取るのかどうなのか、そんなことは不可能なわけで、今の、さきほどの市長の指摘にもありましたけれども、観光業が中心になっていく、あるいは不動産業がそれについていくというようなね、そういうような流れだろうなというような動向の中では、やはり地域の特性を生かした取組というような文言のほうが適切ではなかろうかということで、もしよかったらお伝えください。

それから、10ページの、先ほど江田さんのほうでも指摘がありましたし、私のほうも補佐のほうにも指摘しました出生数のところですが、普通にこの人口87%に減るということを出生数のほうに入れると、57.4人というような数字が出てまいります。ですから、希望的なところということで、この間、補佐が説明していただいたんですが、やはり高校の統廃合なんかも大きな話題になっている昨今の中で、シビアな現実を見詰めた中でどうしていくのかというような、やっぱり姿勢が、こういった統計を使う場合には必要ではなかろうかということで、これを苦言を呈したいと思います。

15ページですけれども、15ページのグローバルC I T Yプロジェクトの人材育成のところですね、ここのところで移住支援事業、グローバルC I T Yプロジェクトとあって、この左側のページに2地域居住の誘致を促進しということで、昨年までデジタルノマドがあって、本年度から2地域居住が出てきていると。これ、若干、国交省の中でも扱う部署が違いますので、デジタルノマドはどちらかということ、官公庁系の部署で、2地域居住のほうはこれまで地方移住を促進していた部署でやっているということで、部署が違うんですけれども、全体としては、やはり流れとしては、デジタルノマドから2地域居住、あるいは地域生活圏構想というところに新しくちょっとシフトしつつあるのかなというような取組が国交省のほ

うで見受けられるので、そこら辺の整合性をどのようにお考えになっているのか、取っただけなのかどうなのかというところで、2地域居住をこちらの計画のほうにも入れたらどうかということと、あと、このグローバルCITYプロジェクト、3年前ぐらいには市長の肝煎りの政策として、様々な場面でグローバルCITYプロジェクトということが言われてきているんですが、この計画を見ると、全体としてグローバルCITYが総合計画的なところから、教育の中での子供の国際性を養う意味でのグローバルCITYというような使い方に最近では政策としても変わってきている、予算づけとしても変わってきているというようなところが、ちょっと曖昧というか、はっきりしないというか、その代わり、この下のほうのSURF CITY構想、こちらのほうがぐっと出てきていて、まちづくりの一つの政策ですよということで、市長も最近、グローバルCITYよりも、どちらかというとSURF CITY構想のほうでまちをつくっていくみたいな、海づくりも含めて発言が見られる、そんな中で、ちょっとそこら辺のすみ分けをこの中ではっきりさせたらどうかというのを思うんですけども、その辺の考えをお聞かせください。

そして、18ページですね、企業の誘致というところで、高速道路等のどうのこうのって6行ぐらいありますけど、これは多分20年ぐらい前の話なんですよ。下田市に工場なんか来るわけねえじゃねえかというような中で、議会でも議論されていたのは20年ぐらい前の議員の方から聞いたことがありますけれども、相変わらずこれを書いている、あまり意味がないんじゃないかなと思いますね。

観光業を中心にしたということで、この上のほうの観光業というところで、宿泊者数は令和6年度で約90万人となっているというような記載がございます。これは民宿等が廃業していく中で、県の保健所の統計を見ていただきますと分かりますけれども、この下市内においては、民泊が本当にたくさん、この数年で生まれて営業してきています。それが、90万人のお客様の下支えをしている。その上のクラスのホテルがやはり足りないという中で、今、90万人が頭打ちになっているような、僕のこれは感想ですけども。

そんなようなところから、企業誘致としては、やはり宿泊施設の誘致みたいなことを当然ながら入れていくことによらなければ、観光業を大きくしていくことはできないのではないかとこのように考えているところで、その辺はどのようにお考えなのか、整合性をちょっとお尋ねしたいと。

すなわち、この22ページにも企業誘致というのはありますけれども、これはまた違う形の企業の話で、さらに、23ページ、隣のページの産業振興促進区域及び振興すべき業種という

ところで、清掃業、農林水産、旅館業、ここに入ってきますね、それから、情報サービス業、ここにやはり申出なんかも今、遊休の施設を新しく使いたいというようなところで、観光施設の申出なんかも来ているかと思うんですけれども、そういったことをこの中に入れるのはどうなのかなど。すなわち、観光交流課という課があつて、産業振興課という課があります。その中で、企業の誘致は果たして観光交流課の誘致なのか、産業振興課の誘致になるのかということになると、企業としては産業振興課の誘致になるかなとも思うんですよね。ただ、観光に関するものだと観光交流課だしなみたいところで、ちょっと観光関連産業の誘致というのを一体どこがね、担っていくのかということがはっきりしないところから、こういう表記になっているのではないかということの一つ懸念するところで、その辺をどのように整合性を取っていくのかお聞かせください。と同時に、進行すべき業種というところで、今回の山の家のプロポーザルでも教育関係が来ているかと思えます。教育関係でこちらに行きたいというフリースクールであったりインターナショナルスクールであったりというような引きが今、出てきていますので、ぜひ、こういった産業も一つ入れることを考えていただきたいんですが、その点のこともお聞かせください。

それと、同じページのこう鉱泉源保護管理施設整備事業というのは一体何なのか、こちらのほうもお尋ねします。

以上です。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） いろいろな御意見、ありがとうございます。

今回の過疎計画の、まず、組立てとしましては、市町村計画の作成、国から示されている作成のその項目に従って様々な事業を充てております。なので、こっちに当てはまっていれば、こっちへやっというちよつと議論もありましたけど、その中で、より国が示す事業名に合った形でやっていきますので、そこが、言い方あれですけど、それは何課であろうと活用していただけますので、その辺は大丈夫なのかなと思っております。

グローバルCITYプロジェクトとSURF CITYプロジェクトのお話がありましたが、グローバルCITYというのは、グローバルな文化や歴史や自然、そういうものをちゃんと個々——一人一人が認識した上、国際性も備えたまちにしていきたいという中で、今、子供たちへの教育というのがちょっと目立っているところでございますが、SURF CITY構想におきましても、もともとグローバルCITYの一環として始めた経緯もあり、ここはちょっと今、独立して一本立ちしたかなというところで、ちょっと別の新たな、ちよつ

と特出ししてやっているところでございます。

グローバルCITYと申しますと、一言で先ほどの基本理念の中で様々な環境だとか、そういうことも考え、下田のことについてよく知ってもらい、繰り返しになりますが、国際という都市でもございますので、これによって将来の下田がよりよくなっていきたい、また、外に離れても応援してもらいたいという意味を込めておりますので、御理解いただければと思います。

あと、様々な企業誘致だとか等々のお話がありましたけど、先ほども申し上げたとおり、この計画は様々な可能性を見据えて、いざというときに活用できるように項目出しをしておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志） 基本的なことは企画課長のほうで説明いただいたんですけども、2地域居住とデジタルノマドという部分をおっしゃられましたけれども、たまたま、現時点におきまして、現在の予算等でそういったキーワードを使って事業のほうをやっているもので、その部分についてもお話のほうをさせていただきます。

デジタルノマドにつきましては、議員がおっしゃられたとおり、観光的側面という部分もあるかと思っておりますけれども、下田市と申しますと、交流人口、関係人口、日本人だけではなくて、国際的なそういった部分についても関係人口という部分で、現状におきましては、産業振興課のほうでやっているという形です。

2地域居住につきましても、基本的に2地域居住につきましては、ライフスタイルの問題でありまして、2地域居住に係る2地域居住の方の介護をどうするのか、例えば2地域居住のほうの教育・福祉をどうするのかと、全ての課に関わってくることでございます。

たまたま、現状、2次居住という部分で有利な補助制度等がございますので、関係人口という側面で産業振興課のほうで関わっているという部分がございますので、こういった部分、誘致につきましても、何を目的に誘致するのかにおいて、基本的に産業振興課がやることというのは多いかと思っておりますけれども、何かをする目的において企業誘致が必要なのであれば、それぞれの課が担当することもあり得るという部分ですね、何分ちっちゃな市ですので、縦割りではなくてケース・バイ・ケース、自転車だったらどことか、サーフィンだったらこの課という部分ではなくて、目的等に応じて適切な課で事業を実施していけばというふうに思っているところでございます。

あと、鉱泉源のという部分がございますけれども、こちらにつきましては、具体的な何か

を現在、予定しているというものではございません。かねてより入湯税等の議論の中で鉱泉源の補助という部分もありましたものですから、今後、可能性といたしまして、鉱泉源に着目した部分の補助制度等もあり得るのかなという部分がございますので、可能性として記述させていただいたという次第でございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） 答弁漏れがありまして、人口に関する目標の中で、出生数等々の様々な御意見がありました。これについては、人口ビジョンの中で、社人研の数値を用いてちょっと分析している数字ですので、ちょっと細かいところにつきましては、すみません、委員会で御説明したいと思っています。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） あっちの説明、こっちの説明ということで、ありがとうございました。

この下田市過疎地域持続的発展計画というのが、過疎債を充当させる枠組みをここで示していこうということが一番重要なところではないかというのは分かっているつもりであります。同時に、この下田市の基本的な今後の取組ですよ、何にどういうふうに取り組んでいくのか、自分たちに何が足りないのか、足りないところをどうやってこの過疎債を通じて補っていくのかというような総合的な観点がやはり必要になってくる。その中で、今、様々、指摘させていただきましたけれども、皆さんが今後、議論の中で、この議会で議論されたことが、また再び皆さんの頭の中でね、もまれて、新しい次の時代をどうやってつくっていくのかというところで大きな一つのコンセプトというか、コンセンサスがこの中でできればいいなというふうに期待しておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第66号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで休憩します。25分まで休憩します。

午後 5 時13分休憩

午後 5 時25分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第67号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 日程により、議第67号 下田市民文化会館の指定管理者の指定期間の変更について、議第68号 下田市民スポーツセンターの指定管理者の指定期間の変更について、議第69号 敷根公園の指定管理者の指定期間の変更について、以上3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（増山順一郎） それでは、議第67号 下田市民文化会館の指定管理者の指定期間の変更について、議第68号 下田市民スポーツセンターの指定管理者の指定期間の変更について、議第69号 敷根公園の指定管理者の指定期間の変更について、一括説明させていただきます。

議案番号の順で御説明させていただきます。

初めに、議第67号 下田市民文化会館の指定管理者の指定期間の変更について御説明いたします。

お手数ですが、議案件名簿の3ページをお開き願います。

議案名称は議第67号 下田市民文化会館の指定管理者の指定期間の変更についてでございます。

令和2年12月15日、議第72号で議決されました下田市民文化会館指定管理者の指定についてを下記のとおり変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

1、変更前の指定期間。

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

2、変更後の指定期間。

令和3年4月1日から令和9年3月31日まで。

提案理由につきましては、下田市民文化会館の直営化に向けて円滑な移行が行えるよう、指定管理期間を延長するためでございます。

議決を求めるに至った経緯につきまして御説明させていただきます。

下田市民文化会館、市民スポーツセンター、敷根公園の3施設の管理運営につきましては、平成18年に指定管理制度を導入し、下田市振興公社を指定管理者に選定。以降、今日まで5

回にわたり振興公社を指定管理者として選定してきた経緯がございます。この間、振興公社は文化・スポーツ振興・健康増進・国際交流の推進等に取り組んでいただき、それぞれの分野の発展に大きく寄与いただいたと考えております。

一方で、指定管理者制度導入から長期経過する中、社会情勢も大きく変化し、施設の利用者の減少と、また、公社の組織体制、施設管理費の上昇等が大きな課題となっておりました。庁内で様々な検討を行った中で、令和7年8月29日開催の下田市全員協議会において御報告させていただいたとおり、将来にわたり持続可能な行政運営を進めていくためには、施設規模や事業内容、運営方法の抜本的な見直しを行う必要があること、下田市振興公社から直営化の要望があることなどから、市民文化会館、敷根公園、市民スポーツセンターの3施設については、令和8年度をもって指定管理者制度による管理を終了し、令和9年度から直営で管理する方針として、併せて円滑な移行が行えるよう、指定管理期間を1年間延長したい旨を御報告したところでございます。

以降、下田市振興公社への協議・応諾、下田市公共施設利用推進協議会への諮問・答申、下田市公の施設の指定管理者選定委員会に協議を得て、今般、3施設の指定期間の変更議案を上程させていただくことになった次第でございます。

お手数ですが、議案説明資料の8ページをお開きください。

議第67号から第69号の共通説明資料でございます。

下田市公共施設利用推進協議会の答申書の写しとなります。

諮問事項につきましては、文化会館、敷根公園、スポーツセンターの3施設の指定管理期間の変更についてとなり、令和7年10月9日から17日までの間、審議が行われました。

審議の結論といたしましては、1にありますとおり、指定管理を受けている3施設、文化会館、敷根公園、スポーツセンターの指定管理期間の変更については、指定管理期間を1年延長することが妥当であるとの結論をいただいております。また、5にありますとおり、1年間の延長期間に直営化がスムーズに行えるようにし、市直営化によるメリットも増え、市民サービスが低下しないよう、綿密な調整を行っていただきたいとの意見を頂いております。

続きまして、議案説明資料をおめくりいただき、9ページをお開き願います。

同じく、議第67号から議第69号の共通説明資料でございます。

下田市公の施設の指定管理者選定委員会の協議結果となります。

1の開催年月日は、令和7年10月28日です。

2の対象施設は下田市民文化会館、下田市民スポーツセンター、敷根公園の3施設となり

ます。

3の協議方法につきましては、記載のとおりでございます。

4の協議結果につきましては、下田市振興公社について、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの指定管理期間5年を継承しつつ、令和8年度の事業計画の内容については、おおむね適正な事業実施が見込まれ、適切に運営できると判断したとの回答を頂きました。また、5にありますとおり、自主事業について利用者数の増加につながる周知や工夫の必要性、施設の持続可能性の検討、3施設を市で直営とする場合、所管課を一本化することで効率化を図るよう、意見・要望を頂きました。6につきましては、選定委員会の委員6名のお名前を掲載しております。

続きまして、議案説明資料をおめくりいただき、10ページをお開き願います。

議第67号説明資料、指定管理者の指定期間の変更に関する参考資料、下田市民文化会館でございます。

本資料につきましては、下田市振興公社が市民文化会館を指定管理するに当たり、管理運営の要旨を記載したものとなります。

1の施設概要につきましては施設の名称、下田市民文化会館、以下、所在地や施設規模を記載しております。

2、指定団体の概要につきましては、団体名、公益財団法人下田市振興公社、以下、設立年月日、主たる事業所、代表者、目的及び実施する事業を記載しております。

3は施設管理及び運営の要旨となります。

(1)は管理運営を行うに当たっての経営方針で、地域の芸術文化活動の拠点施設として質の高い文化事業を提供するとともに、幅広い世代の活用を支援することで地域に根ざした管理運営を行うとしています。

(2)は安全・安心面の取組についての記載となります。

ページをおめくりいただき、11ページを御覧ください。

(3)は施設の管理について、専門知識を持つスタッフを適正配置すること、経理面では公益財団法人会計基準に準拠し、厳正に処理することとしています。

(4)は施設の運営についてとなります。自主事業につきましては、親しみやすい文化事業・鑑賞会の実施、住民企画や地域イベントのサポートを行うこととしているほか、サービスの向上に関する取組、利用者要望の把握、事故防止等について記載しております。

ページをおめくりいただき、12ページを御覧ください。

(5) は個人情報保護、(6) は緊急時の対応を記載しております。

続く4には指定管理料について、5には指定期間について記載しております。

ページをめくっていただき、13ページを御覧ください。

下田市民文化会館管理運営計画表でございます。

施設管理事業の支出につきまして、令和3年度から令和8年度までの管理運営費を示した表となります。令和3年度から令和6年度までは決算額、令和7年度につきましては、予算額と現時点での決算見込額、令和8年度は予算額を示しております。これらはいずれも振興公社の経営状況説明書に基づくものです。

令和8年度の指定管理料9,000万円につきましては、光熱水費の上昇分、あるいは人件費の上昇分を見込んだところでございます。なお、人件費の積算におきましては、令和7年度と同体制、正規職員・臨時職員を合わせ、9名体制での管理運営を計画しております。

ページをおめくりいただき、14ページを御覧ください。

下田市民文化会館の管理に関する変更基本仮協定書の写しとなります。

令和2年12月15日に下田市議会で議決された基本協定書の一部を変更する仮協定書となります。

変更内容について御説明いたします。

第5条指定管理期間について定めた協定第5条第1項を変更するものです。

変更前、業務を行う期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするを変更後、業務を行う期間は令和3年4月1日から令和9年3月31日までとするに変更し、令和8年度の1年間の延長を行うものとなります。

第8条指定管理料の支払いについて定めた協定第8条第2項を変更するものです。

変更前の表は、令和3年度から令和7年度までの各年度の指定管理料の額を掲載したものでして、下段の変更後の表には令和8年度分を追記してございます。

令和8年度の市民文化会館の指定管理料の額は9,000万円で、消費税及び地方消費税の額を含んだ額となります。一番下段の合計額にありますように、令和3年度から令和8年度までの変更後の6年間の指定管理料の協定書上の合計は5億1,910万2,000円となります。

ページをおめくりいただき、15ページをお願いします。

協定第16条第1項を変更するものです。指定管理期間中の各年度ごとに受託者が年度別事業計画書を作成することと、受託者への提出期限について定めたものでして、指定管理期間の1年間の延長に合わせ、変更前令和3年度から令和7年度までを変更後、令和3年度から

令和8年度までと変更したのになります。

協定書の文末にありますとおり、この変更基本仮協定書は、当該指定管理者に係る議案が下田市議会において可決されたときは、通則条例第8条の規定に基づき、変更基本協定書となるものでございます。

なお、締結の年月日は令和7年11月11日となります。

続きまして、お手数ですが、議案件名簿の4ページのほうをお開き願います。

続きまして、議第68号 下田市民スポーツセンターの指定管理者の指定期間の変更について御説明申し上げます。

令和2年12月15日、議第73号で議決されました下田市民スポーツセンターの指定管理者の指定についてを下記のとおり変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

1、変更前の指定期間。

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

2、変更後の指定期間。

令和3年4月1日から令和9年3月31日まで。

提案理由につきましては、下田市民スポーツセンターの直営化に向けて円滑な移行が行えるよう、指定管理期間を延長するためでございます。

それでは、議案説明資料の16ページをお開き願います。

議第68号説明資料、指定管理者の指定期間の変更に関する参考資料、下田市民スポーツセンターを御説明させていただきます。

1の施設概要につきましては、施設名称、下田市民スポーツセンター、以下、所在地や施設規模を記載しております。

2の指定団体の概要につきましては、団体名、公益財団法人下田市振興公社、以下、記載のとおりとなります。

3は施設の管理及び運営の要旨となります。

(1)は施設運営を行うに当たっての経営方針で、市民の健康増進とレクリエーションの振興を図るため、利用者のニーズ等を素早く対応できる柔軟で弾力的な管理運営を行うとしております。

(2)は安全・安心面からの取組についての記載となります。

ページをおめくりいただき、17ページをお願いいたします。

(3)は施設管理について専門知識を持つスタッフを適正配置すること。経理面では、公

益財団法人会計基準に準拠して厳正に処理するとしています。

(4)は施設の運営についてとなります。自主事業につきましては、健康増進・スポーツの普及、施設の利用促進、地域交流・利用者間交流の促進の三つの運営方針を掲げているところであります。

ページをおめくりいただき18ページをお願いします。

(5)は個人情報の保護、(6)は緊急時の対応を記載しております。続く4は指定管理料について、5は指定の期間について記載しております。

ページをおめくりいただき、19ページを御覧ください。

下田市民スポーツセンター管理運営費計画表となります。

令和8年度の指定管理料は2,200万円で、正職員、パート職員、臨時職員を含めて7名で施設運営する計画でございます。

ページをおめくりいただき、20ページをお開き願います。

下田市民スポーツセンターの管理に関する変更基本仮協定書の写しとなります。

変更内容につきまして御説明させていただきます。

第5条指定管理指定期間について定めた協定第5条第1項を記載のとおり1年間延長するものとなります。

第8条指定管理料の支払いについて定めた協定第8条第2項を記載のとおり変更するものです。

令和8年度の指定管理料の額は2,200万円で、消費税及び地方消費税の額を含んだ額となります。

一番下段の合計欄にありますように、令和3年度から令和8年度までの6年間の指定管理料の合計は1億3,288万3,000円となります。

ページをおめくりいただき、21ページを御覧ください。

第16条事業計画書等について定めた協定第6条第1項第1項を記載のとおり変更するものでございます。

文末にありますとおり、この変更基本仮協定書につきましては、今議会で可決いただきました場合には、変更基本協定書となるものでございます。

なお、締結の年月日は令和7年11月11日となります。

私からの説明は、以上となります。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） お手数ですが、議案件名簿の5ページをお開き願います。

私からは、議第69号 敷根公園の指定管理者の指定期間の変更について御説明申し上げます。

令和2年12月15日、議第74号で議決された敷根公園指定管理者の指定についてを記載のとおり変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

変更前の指定期間。

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

変更後の指定期間。

令和3年4月1日から令和9年3月31日まで。

提案理由につきましては、敷根公園の直営化に向けて円滑な移行が行われるよう、指定管理の期間を延長するためでございます。

議決を求めるに至った経緯につきましては、議第67号及び議第68号で説明させていただいた内容と同様でございます。

お手数ですが、議案説明資料の22ページをお開きください。

議第69号説明資料指定管理者の指定期間の変更に関する参考資料、敷根公園でございます。

1の施設の概要につきましては、施設の名称は敷根公園、以下、所在地や施設規模等を記載しております。

2の指定団体の概要につきましては、団体名は公益財団法人下田市振興公社、以下、設立年月日、主たる事務所、代表者、目的及び実施する事業を記載しております。

3の施設管理及び運営の要旨につきましては、管理運営を行うに当たっての経営方針、安全・安心面からの管理運営の具体策など、特徴的な取組について記載しております。

23ページをお開きください。

(3)の施設の管理につきましては、職員の配置について記載しております。

(4)の施設の運営につきましては、自主事業サービスを向上させる方策、利用者等の要望の把握及び実現策、利用者のトラブルの未然防止と対処方法等について記載しております。

(5)の個人情報の保護につきましては、個人情報の取扱い、具体的な措置について記載しております。

24ページをお開きください。

(6)の防犯時の対応につきましては、防犯・防災の対応、その他緊急時の対応について記載しております。

4は指定管理料、5は指定の期間について記載しております。

25ページをお開きください。

敷根公園施設管理運営費計画表でございます。

施設管理事業の収入・支出について、令和3年度から令和6年度までの決算額、令和7年度
の予算額と現時点での決算見込額、令和8年度の予算額を記載しております。

令和8年度の指定管理料9,776万円は、光熱水費や人件費の上昇分を見込んでおります。

人件費の積算におきましては、令和7年度と同体制、正規職員・臨時職員等、合わせて計
12名を計上しております。

26ページをお開きください。

敷根公園の管理に関する変更基本仮協定書の写しになります。

変更内容につきまして御説明いたします。

第5条指定期間について定めた協定第5条第1項を記載のとおり1年間延長するものです。

第8条指定管理料の支払いについて定めた協定第8条第2項を記載のとおり変更するもの
で、令和8年度の指定管理料の額は9,776万円で、令和3年度から令和8年度までの指定管
理料の合計は5億4,470万9,000円となります。

27ページをお開きください。

第16条事業計画等に定めた協定第16条第1項を記載のとおり変更するものです。この変更
を基本会計協定書につきましては、今議会で可決いただきました場合には、変更基本協定書
となるものでございます。

なお、締結の年月日は令和7年11月11日となります。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議第69号 敷根公園の指定管理者の指定期間の
変更について、説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げま
す。

○議長（中村 敦） 議第67号から議第69号までの当局の説明は終わりました。

ただいま議題となっております3件について、一括して質疑を許します。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 指定管理期間の延長ということで、この延長の取扱いに対して公の施設
の管理運営等に関するガイドラインのほうには特にこの延長に対する取扱いの指針がござい
ませんが、何に基づいてこの延長に関する事務手続を執行されたか教えていただきたいです。

あわせて、議案説明資料の8ページ、答申書のほうに書面表決という記載がございま

すが、一方で、審議経過としては10月9日から17日までの期間、審議されているということで、10人の票を持たれている方がどのような審議、また書面表決に至ったか教えていただきたいです。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） 公の施設の指定管理に関するガイドライン、そちらのほうには期間が延長という部分についての定めはございません。そうした中で、このガイドラインの中で定めのない事項について決定する場合には、下田市公共施設利用推進協議会に諮問を行い、諮問・答申という形を取って行うというふうにガイドラインの中でも定めております。そのため、今回、公共施設利用推進協議会に諮問をさせていただいたという形になります。

それから、この公共施設利用推進協議会での協議でございますが、10月7日の諮問に先立ちまして、9月2日の日に、実際には第2回目の協議会がございました。全員協議会で報告をさせていただいた後でございましたので、市の方針等について御説明をさせていただき、そこで質疑・応答等もしたところでございます。また、そのときには、市民スポーツセンター、文化会館、敷根公園、その3施設の金額と運営状況のモニタリングというところで、運用状況であったり、そういうものを担当課から施設評価に基づき説明を受けたりもしたところでございます。そうしたところ、協議会の中の協議によって、内容については聞いているので、書面決議にて採決を行おうということになった。そこに御意見等あれば、また付け加えていただくというふうな手法を取らせていただいた形となっております。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 書面表決の中で意見も加えさせて聴取したということで、この意見が一個人の意見なのか、10人、同じ意見なのかということも、また委員会審査で確認したいと思いますので、8ページの審議経過にございます。庁内検討であったり、公共施設利用推進協議会の審議概要といった、また資料提出をお願いしたいと思います。

特に、直営化によるメリットが増え、市民サービスが低下しないというのは、費用も含めて、どこかで費用増をだったり健康文化増進というところが関わってくると思いますので、そういった部分について、協議会の考え方をまた確認させていただきたいと思います。

終わります。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） すみません、全員協議会で説明があったとき、私だけ勘違いしてたのかな、実は来年度あたりから直営化するのかなと思っていたのは、多分私だけです。

実際に今年の3月から振興公社側の申入れにより直営を申し入れられたというようなことで、実際にやれば、来年度から直営化ができたのではないかなという気がするんですが、皆さん、庁内でいろいろ検討されたようですけども、そういったお話はなかったのか。実際に円滑な移行が行えるようというようなことで1年間、必要なのか。今までやっている事業をそのまま、要は今度、担当課がどちらになるのかは分かりませんが、特段、問題はないのかなど。実際、今回、定数条例であったり、そういったものも出ている中で、ここで来年からやるというようなお話しは出なかったのか。

それから、例えば指定管理料の中で、それぞれ、例えば直営化することによって削減されるような項目、例えば租税公課費であったり法人管理費であったりというような部分があるかと思えますけれども、そういった部分も御検討されたのか教えていただきたいと思えます。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） それでは、私のほうからは、まず、令和8年度からの直営の話が出たのかというところですけども、そういった議論も当然ありました。ですが、令和8年度中に、令和9年度からのスムーズな移行を図るためには、令和8年度中の調整事項として、当然、振興公社職員の処遇とか、あと、利用団体・利用者・市民の方への説明、現在、実施している事業の精査をした上での休止とか継続で、施設管理に必要な資格者の確保と、あと、直営になると市の予算になりますので、そういった予算編成、また、庁内ネットワーク構築などの施設整備の検討、あとは、プールでは施設規模の見直しを含めた長寿命化計画の策定など、令和9年度の直営化というだけでなく、令和8年度中に、今後の持続可能な施設の在り方について、公社の職員とか利用団体、市民等関係者と協議しながら進めていきたいとは考えているところでございます。

また、指定管理料の削減等につきまして協議もしたところなんですけれども、まずはこういった事態といいますか、こういった管理運営形態が変わりますので、その中で市民とか利用者の方にサービスの維持をしていくためにも、基本的には前年度と同額というところで、最終的には落ち着いたというところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） すみません、今回、こういうことで令和9年度からというようなことでございます。それについては、いろいろと事情もあろうかと思いますが、本来であれば、実際に今までは振興公社があったというような部分もあって、これについては振興公社のほうから、もう解散をお願いしますというような申出があったというようなことであれば、早急にやってもよかったのかなというふうに私は思うところでございます。

あと、すみません、ちょっと例えば、直営化した場合に削減される、じゃあ、敷根プールで結構ですけども、例えばどの程度のものが指定管理料から削減される可能性があるのかというようなことが分かりましたら、教えていただきたいと思います。

例えば、この法人管理費、例えば管理運営計画でございますけれども、敷根プールですと25ページですか、法人管理費で決算見込みで650万円ほどの数字が出ていますけど、これについては一体どういうような内容になっているのか教えていただけますでしょうか。

それと、ついでに、19ページに市民スポーツセンターの法人管理費がございますけれども、予算で120万円が決算見込みで15万円、例年120万円近く出ているようですけども、これは一体どういう内容なのか教えていただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（増山順一郎） まずは法人化メリットの部分につきましては、市が直営参加することによって、お見込みのとおり、一つには今まで振興公社が公益財団法人として必要としていた法人管理費の部分については、一つ、まずは軽減されるものと。あわせて、やっぱり消費税がかかっていた部分がありますので、その部分が軽減されることになるというふうには考えているところです。

法人管理費につきましては、振興公社が法人に関する事務、予算編成ですとか、人事庶務、公益財団法人の事務、給与計算等々を行う費用ということで、令和6年度の決算値ですと、1,540万円ほどで、市民スポーツセンターの120万円が令和8年度において非常に激減しているということなんですけれども、こちらにつきましては、法人管理費全体の中で案分しながらやってバランスを取っているという部分と、それから、一つには職員の退職があったということで、その分の人件費が軽減されているということでもあります。

以上であります。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 私のほうからは、直営に当たっての削減策といいますか、そちらのほうをちょっとお答え申し上げます。

敷根プールに関しましては多大な維持管理費がかかっていることというのは御承知のことだと思います。当然、そういった中で、削減策というのは検討しなければいけないと思っています。

ただ、これから利用者利用団体等ありますので、そういった方たちの話を聞きながら、市民ニーズを把握して、また、利用状況とか稼働率などを再点検して、利用者が少ない時間とか時期等を整理していきたいと考えております。その中で、営業時間の払拭とか休館日とか、休館期間の設定などは当然、削減策として検討したいとは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 大変残念だという具合に一つ、私は思っています。平成8年から14年まで振興公社の事務局長、それから、市民文化会館の館長をやらせてもらった経験を持っているわけです。

江田さんが言いましたように、この指定管理で進めているということ言えば、当然、これは延長するのではなくて、1年の期限を切るのなら、1年の期限で指定管理者を選定し直す、振興公社が妥当であれば、そういう審議をして振興公社にやらせてもらうとこういう枠組みであろうと思うわけです。何で延長という概念を持ってこなきゃならないのか。もう令和7年度で認定が切れているわけですから、令和8年度以降、一般的には5年度を一つの単位として指定管理をするということ言えば、その5年間でなくて1年間、令和8年度までやるんだということであれば、1年の指定管理を設定するというのが、このガイドライン等々を含めた本来のやり方ではないのか。それを振興公社にやるのが妥当だという審議を経ずに、ただ、やってきたから延長だと、こういうやり方というのはいかがなものか。それであれば、この令和7年から令和8年にわたった運営の中の、どこがいいところで、どこが悪いところであったのかと、こういう審議をせずに、ただ延長するという、こういう決定の内容になっているわけです。やり方が違うんじゃないかというのは、私の第一の意見であります。

次に、しからば、公益財団法人下田振興公社というのはどういう組織なんだということをも、お尋ねしたいと思います。

私の理解する公益財団法人下田市振興公社は、1億円の基金と申しますか寄附金、そして1,000万円の運営資金、1億1,000万円の資金を持って、下田市が最初、設立していった団体ですよ。ですから、一時期までは下田市長が理事長であったと、こういう経緯を持ってい

る団体であります。こういう団体の中で下田市の持っている公の施設の管理運営を委託をしながら、その施設を利用して下田市の振興を図る、こういう枠組みで進めてまいったと思うわけです。

ところが、その実態は、蓮台寺パークのプールは敷根公園にプールがあるし、北高に行ってしまうよと。それから、下田公園の管理もやっていたけど、下田公園は直営にするよと、爪木崎の管理も直営にしますよと、次々に下田市は振興公社を育てる責任があるにもかかわらず、そういう態度を取らずに、現在、3施設しか残っていないと、こういう形に経過を見るとなっているわけですね。私に言わせれば、そういう意味では、現在、下田市が掲げているSURF CITY構想等の具体的な取組というのは、市が行うのではなくて本来であれば、この振興公社が行うような事業だと、こういう具合に考えるわけです。ところが、そういう方向ではなくて、3施設しかなくなってしまったんだから、直営にしましょうと、そして、従来からずっと言ってきた振興公社であっても、消費税の削減はできるんだということを提案しまくってきたにもかかわらず、取り上げようとしない。そして、確かに法人と消費税の部分の削減はあろうかと思いますが、この法人管理費のお金というのは、人件費と、理事やそれぞれの年度で会計年度で決算をしますので、そういう総務的な仕事の費用だと、こういうことになろうかと思いますが、本来であれば、この理事の人たちが、施設の管理をするだけではなくて、本当の意味で下田市の活性化をどういう具合にしていっていいかということで事業展開をしていくというのが本来であろうと思いますが、それができていなかった、法人管理費で払う以上の事業展開ができなかったと、こういうことを示しているんだと思うんです。

なぜ、できなかったのかということは、やはり下田市のほうがそういう観点を持たずに支援をしてこなかったからだと私は思うわけですが、振興公社が直営にしてもらいたいから直営にするんですよと、これもまた、このひっくり返った議論だと思うわけです。誰が言ってこようと、下田市が決定したことは、下田市の論理としてその決定の責任を持つと、こういう姿勢が問われるんだと思うんです。どういうわけで、下田市は直営にしようとしているのか、直営にしたことによって、どれだけの、どういう効果があるのか、あるいは、どういうデメリットがあるのかということの説明をしなければならないと思うわけです。その説明は全くされていないというのが私の印象であります。例えば、ここに書いてあります国際交流の推進及び文化振興に関する事業、健康の増進及びスポーツの普及に関する事業、その他この法人の目的を達成するために必要な事業とこの振興公社はうたっておりますが、こ

これらの事業をどういう具合に振興公社はやってきて、直営になれば、それがどういう具合に引き継げるのかというこの御答弁をいただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 質問が何点かありますので、ちょっと私のほうから答弁させていただきます。

まず、直営化に向けての延長の話ですけれども、まず、8月29日の全員協議会で御報告したとおり、まず、3月に振興公社から3施設の直営化と公社の処遇について協議のお願いがあったところです。それからまた、6月に今後の施設管理運営に関する市の基本的な考え方というものも求められたところです。その中で、市としても協議した結果、将来にわたって持続可能な行政運営を進めていくためには、現施設、3施設あるんですけれども、そういった施設の施設規模や事業内容、運営方法等抜本的な見直しを行う必要が当然あるということで、先ほどの土屋議員からの質問にあったとおり、また、そういった中で直営というところに持っていくに当たっては、やはり様々な課題がありまして、1年延長するという中で、先ほど言われたような振興公社職員の処遇とか、利用者への説明とか、施設の規模の在り方とか、そういったことを精査して、また、スムーズに一番は利用者の方、市民の方に御迷惑をかけないような形でスムーズに移行するためにも、これまで長年の管理運営に携わってきた振興公社の職員の方と引き継ぎをしっかりとしながら、この1年間で精査しながら、令和9年度からの直営に向けて準備をしていきたいというところで延長に至ったところでございます。

振興公社という組織は、議員、御指摘のとおり、国際交流とか環境美化、健康づくりなどを行うこと、また、市民の福祉の増進を寄与することを目的として設立されて、これまで管理してきた施設を生かして、音楽文化の向上とか地域の文化の拠点として、また、スポーツやキャリア健康づくり、市民の健康づくりを支えていただいた団体だと認識しております。

今回、こういった事態の起きてしまった要因としましては、やはり公社のほうでも、令和4年には振興公社の改革プランとかを策定して、経営改善等を図っていたところですが、なかなか年齢構成の偏りによる人件費の増とか、昨今の物件費高騰による維持管理費の増加とか、いろんなことを取組をしてきたにもかかわらず、やはりこの社会情勢の中での利用料収入の減少とか、職員の高齢化など、どうしても課題を解決されないで、その中で振興公社が施設を管理するに当たり、長期的な展望が見通せない、そういった状況の中、市としても直営に踏み切ったというところでございます。

直営化のメリット・デメリットですけれども、財政面では、先ほど生涯学習課長から言わ

れたとおり、消費税とか法人管理費は当然、削減されます。また、施設の抜本的な見直し、これが施設規模が人口の規模に合っているのかどうかとか、そういったところの見直しができることとなります。当然、デメリットとしては、これまで振興公社の方が専門的な知識を持ってやってきていただいた中、市民サービスの低下とか、事業の継続性とかが懸念される場所ですけれども、またそういったところも、この1年間でしっかりとヒアリングを行って、少しでも御迷惑がかからないような形で、可能な限り取り組んでいきたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） 今回の手続の中で、なぜ、もう一回、選定というふうな形を取らなかったのか、取るべきではなかったのかというような御意見でございます。

今回の手続については、実際は1年間の延長、契約期間の更新という形で御提案させていただいているわけですが、選定の手順としましては、公共料金審議会と指定管理者選定委員会のほうでも審議いただくというような形で、公の指定管理者の選定手続と同様の形で進めさせていただいているところでございます。

また、この1年の延長というところの中では、公社の処遇といたしますか、そういう部分は振興公社を設立した下田市の責任としても、公社の職員の処遇であったり、そういうところも検討していく、それを引き継いでいきたいという思いの中から、更新という形で手続をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 副市長。

○副市長（高野茂章） この3施設の直営化につきましては、公共経営改革、もう今、行っているところでございまして、改革の第一歩として捉えておりまして、今後、これがずっと直営かといいますと、そうとも考えておりませんで、いろんなパターン、方向があると思っておりますが、取りあえず振興公社のほうで解散、こっちの直営化のお願いということで受けた次第で、これから改革をして、今後もずっと直営化ということは、うちのほうも今、考えておりませんで、何年かしたら、また指定管理なのか委託なのかちょっと分かりませんが、そういうことも含みを持たせて進んでいこうと思っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　そうしますと、公益財団法人下田市振興公社は廃止をするのか、それとも、組織として置いていくのか、こういうことも今の発言からいきますと疑問に思いますけれども、どうする予定なのか。

それから、振興公社は市の職員と退職年齢等も違うと思うんです。65歳じゃないと思う。給料表も別の給料表で、どっちかって言えば、現業職的な、その職にずっと従事をする。下田の市役所のほうの職員のように、異動を3年に一度なり、4年に一度して、市の全般を理解していただくという、こういう職種とは違うんだらうと思うんです。プールの運営であるとか体育館の運営であるとか公園の運営であるとか、こういうことでございますので、そこに長い間、管理に携わってきた、経験を積んでいただくと、こういうことになるかと思いますが、そうしますと、どういう具合にする予定なのかと、市の職員にするということになれば65歳ということに辞めさせてしまうのかと、従来の公社であれば、65歳じゃなくて70歳でしたか、定年の一定の延長というのがあったんじゃないかと思うんですけど、どういう具合にするのか。しかも、給料表も、今、市が使っている給料表と違う給料表というようなことになるかと思っておりますので、それは1年後の話だという話かもしれませんが、どのような措置をお考えになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦）　副市長。

○副市長（高野茂章）　振興公社の職員の業務なんですけど、今後、この1年間の間に、早い時期に本人たちのヒアリングを行いまして、自分が何の業務をやりたいかというのも全部聞き取るつもりでおります。今、その業務を続けたいのか、普通の一般職、この市の職員みたいに、一般職で異動のあるところをやりたいのか、そういうところを全部ヒアリングをしていきたいと思っておりますので、まだそこについては、この1年間で、早い時期に決めていきたいというふうに思っております。

それで、給料表のほうですが、当然、振興公社と市の職員は給料が違いますが、今現在、振興公社の給料表のもらっている給料があると思いますが、その給料を鑑みて、どういうふうにしていくのかというのは、今後の課題になっていると思っております。そこで、満額みるのか、今の給料表をうちのほうの給料表の直近順位に当てはめるのかと、そういうところが今後の協議になるというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 敦）　財務課長。

○財務課長（糸賀 浩）　公社の解散についての御質問でございます。

振興公社のほうが公益財団法人というところで、その解散につきましては、理事会、それから評議員会を経て、その中で決定されるというふうに伺っております。

以上です。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 論） 職員の受入れについては、8月、前の全員協議会で一度お答えしたかと思います。先ほどの副市長の答弁に若干補足しますけれども、今後、先ほどおっしゃったヒアリング等をした上で、基本的には選考をした上で、市のルールにのっとって、以前のつくし学園ですとか、経産センター等、あれはうちの事務組合ですけれども、そういった事例などを参考にして、受入れについて今後、協議していくという予定であります。

以上です。

〔発言する者あり〕

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 論） 今、申し上げたとおり、市の規定にのっとって受入れをします。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 私の記憶ですと、例えばプールについては、民間の水泳スクールの経営者を招いて、一時期、水泳スクールが、民間の人がプールの施設を使って経営をしているという、こういう時期もあったかと思いますが、そういうことも直営になっても想定ができるのか。あるいは、鈴木理里さんという人を迎えて、体育館で女子高校生のバレーの合宿が全国、特に神奈川を中心にして、バレーの合宿が行われたと、こういう実例をこの公社は持っているかと思いますが、それに、今、オロシャ祭というような、アメリカだけではなくて、ロシアとの交流の地だという歴史的な事実に基づいた事業を展開してきていると、こういうものが直営で実施ができるのか、保障がされるのかという点について、重ねてお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） プールの民間の水泳スクールの関係ですけれども、現在も実施しているところは把握しております。

年が明けて、2月に利用団体との会議がありますので、またそういったところを活用しながら、公社の今後の直営化とか、どういった体制になっていくのかというのを説明しながら、またそういった団体さんともヒアリングを行いながら、課題等を抽出して、またその対応策

を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村 敦） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（増山順一郎） 振興公社、スポーツセンターにおかれましては、大変優れたスポーツの指導者がおられて、その方が積極的に合宿誘致等にも力を入れていただきました。合宿誘致、それにつきましては、地元の経済にも恩恵を与えたものと思っております。こちらにつきましては、専門性が高い部分ではあるとは思いますが、継続の方向性を持って、職員とまずはお話をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） まず、沢登議員に申し上げたいのは、議員が勤務していた頃と社会情勢が大きく異なっているということ、ここはまず、踏まえなければいけない、これは議員も御理解なさっていると思っておりますけれども、当時と比べますと、いわゆる少子高齢化とか人口減少という、利用に関する社会的な環境が大きく異なっている。それから、さらに施設が老朽化して、かなり修繕を必要とするところが見えてきている。そこに持ってきて、昨今の物価高騰、あるいは人件費の上昇、こういったものがあります。そうした中、公社から要請があった。これらを踏まえまして、私たちは、これはしっかりと再検討しなければならないということで、一定の年限を区切って、その年限の中でしっかり議論して決めていこうというふうな考えでございます。

ぜひ、今後、令和8年度いっぱいかけて、様々な次なる形について設計してまいりますので、そのときにまた御意見を頂戴できればと思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第67号及び議第68号議案は、総務文教委員会に付託いたします。議第69号議案については、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第70号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第70号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施

行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） それでは、議第70号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の6ページをお開きください。

議案のかがみでございます。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙7ページ、8ページのとおり制定するというものでございます。

提案理由でございますが、児童福祉法の改正に伴い、条文の整理を行うためでございます。

それでは、条例の内容について、議案説明資料にて御説明申し上げますので、議案説明資料の28ページをお願いいたします。

説明資料①となります。

今回の法改正の背景でございますが、一つ目として、全国的に保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、子供や保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う子供を預けられるような環境を整備していく必要があり、保育所等における職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みを設けることが必要となったものでございます。

二つ目として、地域における保育人材確保のため、平成27年度に国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、地域限定で保育士と同様に業務を行うことを可能とする地域限定保育士制度が創設されました。保育人材の確保は全国的な課題であり、地域限定保育士制度を一般制度化し、特定の都道府県または指定都市においてのみ、保育士と同様に業務を行うことができる資格制度を児童福祉法上に創設することになり、地域限定保育士の登録を3年を経過した者のうち、地域限定保育士として一定の勤務経験がある者は、申請によって全国で働くことのできる通常の保育士の登録が受けられるようになるものでございます。したがって、今回の改正の趣旨でございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律により、児童福祉法が改正され、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設するとともに、国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正が行われたため、関係条例の一部を改正するものでございます。

次に、条例改正の内容でございますが、一つ目として、児童福祉法第33条の10に新たに第2項及び第3項が設けられたため、条例で同条を引用している箇所は、第33条の10各号から

第33条の10第1項各号に改正するものでございます。

こちらは、児童養護施設等への虐待行為の通報義務等の仕組みが設けられておりますが、保育所、幼保連携認定こども園、家庭的保育事業、放課後児童健全育成事業、乳幼児等通園事業など、通告義務の対象施設及び対象事業が追加となったものでございます。

入所する児童、事業を利用する児童等が虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに県知事または市町に通告しなければならないとなるものでございます。

二つ目として、地域限定保育士制度を一般制度化することに伴い、下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、めくっていただきまして、29ページをお願いします。

下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、下田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定めている保育士を説明している箇所を改正するものでございます。

こちらは、保育士の定義として、静岡県が地域限定保育士試験を実施できる児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、静岡県の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士を含めることを加えるものでございます。

続きまして、30ページをお開きください。

説明資料②となります。

今回の改正内容の新旧対照表となっております。

左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が、今回、改正する箇所でございます。

初めに、第1条として、下田市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正により御説明申し上げます。

第25条中、第33条の10各号を第33条の10第1項各号に改めるもので、括弧内に虐待行為の重要事項を定めております。

次に、第2条として、下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正として、第10条第3項第1号中、保育士の次に、（静岡県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士または静岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）を加えるもの、めくっていただき、31ページをお願いいたします。

第12条中、第33条の10各号を第33条の10第1項各号に改めるものでございます。

次に、第3条として、下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正として、第12条中、第33条の10各号を第33条の10第1項各号に改め、第23条第2項中、就業した保育士の次に、第2条と同様の規定を加えるもの、第29条第1項中及びめくっていただき、32ページをお願いします。

第31条第1項、第44条第1項及び、まためくっていただき、33ページになります、第47条第1項中において、保育士の次に（静岡県が認定地方公共団体である場合には、保育士または静岡県の区域に係る地域限定保育士、次項において同じ）を加えるものでございます。

次に、第4条として、下田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正として、第13条中、第33条の10各号を第33条の10第1項各号に改め、第22条第1項中、保育士の次に、先ほどの第2条と同じ改正内容を改めるものでございます。

補足ですが、静岡県がこの認定地方公共団体の認定を受けるための国への申請につきましては、現段階において未定とのことでございます。

恐れ入りますが、議案件名簿の8ページにお戻りください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第70号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） すみません、せっかく御説明を受けたのに、その内容がちょっと分からないものですから、お尋ねををしたいと思いますが、一つは、いじめ等を保育士さんがしないようにということで、二つ目は、国家戦略特別区におきます地域限定保育士制度という制度ができて、これは、そこで3年働くと、ほぼ資格が得られるということですので、下田市の各施設にとっては、地域限定の保育士というのは、都道府県及び指定都市だけですので、いらっしゃらない、来ることはない。その方々が3年たって保育資格を取れば、下田の職員として雇い入れる可能性はあるんだ、こういう理解でよろしいのかということと、もう一つ、都道府県の中でも、この法第18条ですか、例えば、放課後児童支援員については、静岡県が法第18条27項第1項に規定する認定地方公共団体である場合ということ、どういうことを意

味しているのか。県が地方の公共団体である認定というものを国に対して取らないと、認定ということにならないのか、そこら辺の説明がよく理解できなかったもんですから、繰り返して申し訳ございませんが、御説明いただければと思います。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 申し訳ありません。ちょっと説明が早くて申し訳なかったんですが、議員がおっしゃるように、まず、静岡県が申請をして、国から認定されると、そういうふうになると、県のほうが認定地方公共団体になって、それで、この制度を活用できるという、そういう形になります。特区戦略の特別区域だけなのが、県になります。それで、県のほうが認定団体になって、その認定の保育士をまた試験を行うような形になって、研修等を受けて、それに受かると、その方が下田でとなれば、下田市として採用できるというような形になります。

メリットといたしましては、非常に今、やはり保育士さん、募集をしても、会計年度さんですが、資格を持っている方がいなくて、今は保育補助さんも実際、現場のほうではお手伝いをしていただいている状況になります。こちらのほうの制度になると、より保育補助ではなくて、やはりこちらの認定保育士のほうを活用できるとかというメリットはあるんですが、逆にちょっとデメリット的なところも懸念されていまして、じゃあ、保育士さんは、学校に行って資格をしっかりと取るのに、この研修でほぼ同じような状態になるわけです。そのところが非常にメリット・デメリットもあって、その辺はちょっと静岡県としてもちょっと慎重になっているのかなと、今後ちょっとどういうふうにしていくのかというのが、また、雇いたいところは市町さんはかなりあると思うんですが、そこをちょっと研修の内容ですとか、その辺が今後どういうふうを示されるのかというところで、ちょっと静岡県さんも申請をちょっとまだ今の段階では決めていませんというような状況になっているという形になります。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） そうしますと、これは公布の日からということになっていますので、公布の日というのはいつなのか。それから考えて、勤めて3年を経過した者ですから、令和何年度ぐらいから、こういう地域限定で3年間勤め上げて、保母資格をいただいた方が下田の職場に就職していただく可能性ができる年度かというのは何年度かということをお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） すみません、その辺の説明が、3年間というのは、今度、地域

限定の静岡県で例えばなって、採用されて、そこで経験を積んで、今度、それ以外のところでもという意味で、全国で働けるようになるという意味で、基本的には地域限定、静岡県で認定されたら、静岡県でまず働いていただいて、その経験を踏まえて3年以上たつと、経験を踏まえると、全国どこでも保育士さんと同じ扱いになりますよというような形になります。

法自体のほうは10月1日に法のほうは公布されております。あとは静岡県が実際にそれを踏まえて、国のほうに申請をして出していくのかというのは、ちょっとそこはまだ未定という流れになります。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第70号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

○議長（中村 敦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日本会議を午前10時より開催いたしますので、御参集のほどよろしくお願い申し上げます。

長時間、お疲れさまでした。

午後 6 時33分閉会